

令和元年第3回

定例会会議録

会 期

令和元年9月9日（月）から
令和元年9月26日（木）まで

会 議 日

令和元年9月9日（月）
令和元年9月12日（木）
令和元年9月26日（木）

東 串 良 町 議 会

令和元年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和元年9月9日 午前10時00分
散 会 令和元年9月9日 午前10時37分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織 2番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	橋口 正博
農林水産課長	木佐貫 勝志	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史	代表監査委員	児玉 愛司
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 13 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 20 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 22 認定第 3号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 4号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 5号 平成 3 0 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 6号 平成 3 0 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 13 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 20 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 22 認定第 3号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 4号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 5号 平成 3 0 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 6号 平成 3 0 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和元年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月26日までの18日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 4 議案第 3 4 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第 5 議案第 3 5 号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第 6 議案第 3 6 号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第 7 議案第 3 7 号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第 8 議案第 3 8 号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- ◆ 日程第 9 議案第 3 9 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- ◆ 日程第 1 0 議案第 4 0 号 東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- ◆ 日程第 1 1 議案第 4 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- ◆ 日程第 1 2 議案第 4 2 号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

議 長（田之畑）

日程第 4 議案第 3 4 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 2 議案第 4 2 号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの 9 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました、議案第 3 4 号から議案第 4 2 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 3 4 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、低所得者の第 1 号保険料軽減強化として、第 1 段階の軽減割合の増加とともに、第 1 段階のみであった軽減対象者を第 1 段階から第 3 段階まで広げる改正が示されたことにより改正するものです。よろしくお願ひします。

次に、議案第 3 5 号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還金免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等を定めるための災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。よろしくお願ひします。

次に、議案第 3 6 号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明申し

上げます。

旧姓併記に対応した住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、旧姓併記等に対応するため改正するものです。よろしく申し上げます。

次に、議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

満3歳から小学校就学までの保育園及び認定こども園に係る利用者負担が無償化されることに伴い、東串良町立幼稚園についても同様に無償化の措置を行うため、東串良町立幼稚園授業料を改正するものです。よろしく申し上げます。

次に、議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

満3歳から小学校就学までの保育園及び認定こども園に係る利用者負担が無償化されることに伴い、東串良町立幼稚園についても同様に無償化の措置を行うため、東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止するものです。よろしく申し上げます。

次に、議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定するものです。よろしく申し上げます。

次に、議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものです。よろしく申し上げます。

次に、議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う関係条例の整備等を行うものです。よろしく申し上げます。

最後に、議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について、御説明申し上げます。

東串良町過疎地域自立促進計画の一部変更を策定したので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので御了承願います。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第13 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- ◆ 日程第14 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第15 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第16 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第17 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第18 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第13 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）から、日程第18 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第43号から議案第48号までを御説明申し上げます。

議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出それぞれ52億970万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

また、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

次に、議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億551万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

次に、議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,816万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

また、債務負担行為の追加、廃止は「第2表 債務負担行為補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

次に、議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ610万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

次に、議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,059万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

最後に、議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,562万9,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので御了承願います。

◆ 日程第19 報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第19 報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足

比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して、報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がともに黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し本町は6.6%であり、良好な状態であります。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス26.5%であり、良好な状態であります。

最後に、資金不足比率は、資金不足がなく良好な状態であります。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 平成30年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第20 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算について
  - ◆ 日程第21 認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第22 認定第3号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第23 認定第4号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第24 認定第5号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 会 議 の 経 過

認定について

- ◆ 日程第25 認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第20 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第25 認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号までを地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、議会の認定に付するため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額57億722万9,000円、調定額57億9,118万7,705円に対し、収入済額56億5,027万8,958円でございます。

また、不納欠損額242万2,252円、収入未済額1億3,848万6,495円であります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額57億722万9,000円に対し、54億2,062万5,676円を支出し、翌年度繰越額1億3,949万6,996円、不用額1億4,710万6,328円でございます。

よろしくお願いたします。

次に、認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額10億8,011万7,000円、調定額11億4,579万508円に対し、収入済額11億364万6,785円でございます。

また、不納欠損額264万4,490円、収入未済額3,949万9,233円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額10億8,011万7,000円に対し、10億6,926万7,708円を支出し、不用額1,084万9,292円でございます。

よろしくお願いたします。

次に、認定第3号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳

## 会 議 の 経 過

入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億7,342万1,000円、調定額9億9,245万3,728円に対し、収入済額9億8,762万478円でございます。

また、不納欠損額95万9,820円、収入未済額387万3,430円であります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額9億7,342万1,000円に対し、9億2,879万735円を支出し、不用額4,463万265円でございます。

よろしくお願いいたします。

次に、認定第4号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額562万5,000円、調定額700万3,913円に対し、収入済額700万3,913円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額562万5,000円に対し、支出済額516万8,688円、不用額45万6,312円でございます。

よろしくお願いいたします。

次に、認定第5号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9,006万8,000円、調定額9,016万679円に対し、収入済額9,014万2,779円でございます。

また、収入未済額は5万600円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額9,006万8,000円に対し、支出済額9,001万5,239円で、不用額5万2,761円でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額3億737万7,000円、調定額3億1,597万5,294円に対し、収入済額3億1,521万5,444円でございます。

また、不納欠損額4,920円、収入未済額77万2,750円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額3億737万7,000円に対し、2億7,908万9,602円を支出し、不用額2,828万7,398円でございます。

よろしくお願いいたします。

### 議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑を願います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番 (官 地)

この平成30年度は、使われなかった基金を廃止して、老朽化した公共施設などの整備に取り組むための基金を設置するというで始まったわけですが、財政当局においては、それぞれの公共施設の耐用年数、及び老朽化の状況、それに基づく何年度にはこの施設をこういうふうに改築する必要があると、あるいは新設する必要があると。そのために何年度はどのくらいの基金の積み立てが必要だとか、そういうことについての議論が既に始まっているのかどうか、その点について答弁願います。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

皆様方に協力いただきまして、公共施設の改修に伴う基金を設置させていただきました。今、その統廃をいたしまして、2億円を基金として積み立てているところでございますが、今後の公共施設のどうこうということになりますと、まだ2億円しかない状況でもございます。あとどういう補助金があるのか、あるいはどういう起債が利用できるのかというところからいろんな角度から財源を見つけ出し、今後検討していくところではあります。いかんせん皆様も御承知のとおり、総合センターを含め、福祉センター、老朽化が著しい部分も多々ございます。その辺をいち早く何かいい方法でできるような形で専門委員会なるものも立ち上げて意見を聞けたらなというふうに私個人的には思っておりますので、今後町長の意向を踏まえながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、6番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

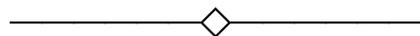
異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時30分



再 開 午前10時37分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に西園貞美議員、副委員長に児玉勇治議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時37分

会 議 の 経 過

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東串良町議会議長

東串良町議会議員

東串良町議会議員

令和元年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和元年9月12日 午前10時00分
散 会 令和元年9月12日 午後 1時44分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	橋口 正博
農林水産課長	木佐貫 勝志	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	大園 保広	書記	浜屋 啓子
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番 宮地利雄議員。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

おはようございます。今回私が最初に質問に立つことになりましたので、よろしくお願ひします。

通告に基づき、3点取り上げております。

8月10日に議会の教育産業常任委員会で文化財保護審議会との懇談会を開きました。その委員は6名ですが、皆さんといろいろと文化財の日常的な保護の取り組みについて意見を拝聴したわけです。本町の文化財保護審議会の条例並びに文化財保護条例を見てもみますと、この二つしかないようですね、本町の条例の中に出てくる文化財保護に関する条例というのは、これしかないようですが、しかし日常的には、この審議会のメンバーは文化財の保護のためにたくさんありますので、見回りをしたり、下草の草刈りなどを行っている委員さんもいるようです。基本的には無報酬で、そしてこの条例を見ますとおわかりのように、教育委員会の諮問があったときに、この審議会を開くと。その場合に、日額の報酬が支給されると、それだけのようです。文化遺産を保護する、文化財を保護するというための予算というのは、実際上は全くないか、あるいはその時々一定の予算を組んで作業に当たるということだと思っておりますが、文化財の保護のための予算というのを今後検討する考えはないか、教育長に伺いたいと思っております。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

文化財保護審議会につきましては、東串良町文化財保護審議会条例第2条の所掌事務で、審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項につ

いて調査・審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するとあり、審議会の活動内容については明確に規定されています。しかしながら、審議される委員の皆さんの審議委員としての資質向上、スキルアップをふだんから実施していくことも大事なことであり、前述のとおり、教育委員会からの諮問に応じるためだけの活動ではなく、審議委員自身の見聞を広めること、スキルアップのため、年5回定例会を開いています。また、その一環として昨年実施しました唐仁古墳群ほかバスツアーでは、審議委員として持っている知識を生かし、ガイドもお願いしたところです。このことについては報奨金を支払っています。

また、町内の文化財などの管理についてですが、管理については、東串良町文化財保護条例第6条、所有者の管理義務及び管理責任者において所有者が管理することになっておりますので、特に文化財保護審議会委員が管理することがあっても手当等を支給する必要はないと考えています。

文化財保護の予算としては、今年度予算の遺跡保護整備作業委託料等も計上されておりますが、現状としましては、国指定史跡である唐仁古墳群の環境整備で支出しており、県指定、町指定やそのほか町内全ての文化財保護のために予算を計上するところまではできておりません。先ほど述べましたとおり、保護の面でも原則所有者へ管理をお願いしているところです。まだ町指定になっていない文化財も町内には100以上が確認されております。それらの中から町文化財保護審議会において、保護すべきものなどの優先順位を検討しているところです。今後、保護のため、予算措置が必要となれば、予算計上することも検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

詳しい答弁をいただきましたが、確かにこの文化財保護条例では、いけば持ち主が管理せということになっているのが原則のようです。しかし、第13条では町指定文化財の保存・管理または修理につき、特に必要と認める場合は、町は予算の範囲内で所有者もしくは管理責任者、また保持者云々に対して補助金を交付することができるということにもなっておりますので、ただいま教育長が答弁されたように、まだ100以上の指定されていない文化財もあると。指定するかどうかは、この審議会にかけなければならぬわけですが、ぜひそういう予算面での措置も今後検討されるよう要請をいたしておきます。

次に、保育行政について質問をいたします。

今回、国は、幼稚園及び保育園の無償化を打ち出しました。これは、もちろん長い間、保護者がぜひ保育は、この少子高齢化の中で無償化すべきだという声を受けて始まってきているわけですが、私はこれには二つの問題点があると思うんですね。一つは財源が消費税であるということです。消費税というのは、国民全員に子供からお年寄りまでか

かるわけで、しかもそれを保育園の保育料の無償化に充てるということがどういうことになるかという、国というのは本当にずる賢いというか、財源を消費税にしたことによって、3歳以上の、幼稚園はもちろんです、保育園の子供について無償化すると、保育料はもうとりませんよということなんですけれども、3歳以上は、保育料は安いわけですね。0歳、1歳、2歳というのは保育料が高いです。だから保育料の高い部分については、国は金を出さないと。安いところについては出しますよと。本当にやるのがせこいというか、そういう気がするのの一つ、そしてじゃあ0歳から保育料は無料にせよ。当然運動が起こります。それに対して、では、消費税の税率を上げることに賛成してくださいと、言わざるを得ないという状況に今後推移していくのではないかと。本当にそういう点でずる賢いと思うんですが。もう一つは、その高い保育料の0歳、1歳、2歳については、面倒は見ませんよと。しかも副食費と言いまして、これまでは保育料の中に含めていたんですけれども、それは除くと、国は面倒を見ませんよというような形にしてこの副食費を除外すると、国の基準でいくと、月4,500円、この副食費がかかるそうですが。

まず最初に、これは具体的な数字を含む内容ですので、担当課長の答弁でいいと思いますが、本町の保育所は、認定保育所が3カ所あるんですが、認可保育所が足りないところ、今回この問題についていろいろと調査をしてみました、認可保育所が足りないですね。都会では本当にいいかげんな保育所がたくさんあるというのが出てまいりました。一人で何人も子供を預かるとか、ファミサポという言葉を私は初めて知りましたが、乳児について資格者配置を条件としているにもかかわらず、この資格のない人に保育をさせると。それをつまり認定はしていないんだけど、それについても国は無償化すると。つまりいいかげんな保育園であっても、国が金を出すことによって、待機児童をなくしていけばいいんだというような安上がりというか、安上がりですよ、認可保育園じゃないわけですから。そういう状況を全国的に認めていくという方向が出されておりますが、本町においては、こうした施設、つまり個人で幼児を預かるような保育園というような施設はないと思うんですが、その点の確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、本町には今おっしゃったような無認可の保育所、保育施設等はありません。青葉保育所、豊栄保育所、柏原保育所の3カ所でございます。

議 長（田之畑）  
9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

それでは、保育料については、今後無償化するといっても、国が全額出すわけじゃないんですね。国は50%、保育料の半分しか出さないと。県が25%、市町村が25%、だから市町村にも負担を求めるといことなんだけれども、本町が負担すべきこの25%という金額、これは町全体でどの程度の金額になるのか。この平成30年度の決算書、成果説明書も見たんですけども、町が負担する額というのは、大分大きいですよ。これまでの負担で9,400万円ほど町の負担分があると、年間ですね、平成30年度でですが。今回この25%ということになった場合に、本町が無償化に伴って負担すべき金額というのはどの程度になるのか、よろしくお願いします。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (吉 永)

お答えいたします。

ただいま御質問がありました件につきましては、確かに平成30年度の決算でいきますと、町の持ち出しは9,400万円余りでございます。その中に、親御さんから徴収しております保育料が国の基準よりもずっと落としてあります。その差額が3,200万円余りありまして、この金額については、これまで町独自で軽減をしておったということでございます。したがって、今回保護者の負担分を国が負担するに当たりまして、これまで町独自で軽減しておりました保護者負担分も含めて国が負担をするというふうに説明を受けてございますので、その分は今後町の軽減負担につながっていくものと考えているところでございます。平成30年度実績でいきますと、年額にしまして1,900万円程度になろうかと試算をしているところでございます。以上です。

議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

そうすると、本町は、これまで保育園に通わせている父母の負担をなるべく減らそうという福祉関係者の努力、もちろん町長もそれを認めて一定のというよりも、多額の予算を保育料軽減のために充ててきたということが今の答弁から伺えると思うんですね。ですから、今回25%の本町の負担ということになりますと、先ほど答弁があったように約3,200万円ほど実際は浮くということのようですので、そうすると、この副食費については、町としては一般財源で持つことができると。これは実は本町だけではなくて、ほかの市町村もこの保育料軽減に当たって政府が金を出す。半分は国が持つというわけですから。それで県と市町村でその4分の1ずつ持つていくということから、どこの市町村も保育料軽減のために一定の財源を充てていますから、それとこの4分の1

との差額を使って軽減すると。軽減というか副食費の助成に充てるという動きが各地であるようですが、実は大隅半島で調査をしてみました。今回補正予算、9月の補正予算で予算化しているところと、そうでないところを全部じゃないんですが、調べてみますと、鹿屋、垂水、大崎、志布志、これらはこの副食費について予算化いたしておりません。本町は、御承知のように予算化されまして、私も予算書を見てびっくりしたんですけども、肝付町は3歳以上については、既に町として保育料全体の無料化を実施しておりました。そういう経過もあって、副食費についても今回の補正予算で3歳以上については、副食費を予算化しております。実は今回の一般質問では、私はこの保育園の副食費問題を最も重視しておりまして、ここに何とか公費負担を実現したいと、検討してまいりました。実はその問題について、相当検討もさせていただいたわけですが、仮に副食費を国の言うとおりに、国側からの保育園児宅への、国は副食費は、もう国は国としては見ないから保育園で集計せよと、請求書を出せよと、そういう態度なんですね。こんなことをさせると本来の保育業務がおろそかになるのは、そういう危険性が見えているというふうに思うんですね。そして今回の補正予算が我々に配付されたので、それを見ましたら、ちゃんと0歳から全員の副食費が入ってございました。予算化されてございました。私もそれを見て、こんなことなら一般質問せんでよかったがというふうにも思ったんですけども、大隅半島で大隅4市5町で副食費を今度の9月議会で予算化した自治体というのは、全体でどこどこ、本町と肝付町以外にあるのかどうか、調べておられたらぜひ答弁願います。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

その前に、先ほど宮地議員から3, 200万円ほど浮くんじゃないかという話でありましたけれども、この3, 200万円の負担分につきましては、昨年度の3, 200万円の中には、0歳から2歳までの分も含めておりますので、ですから、先ほど1, 900万円程度になるという試算につきましては、3歳から5歳の人数で見たときに、そのような試算になるのではないかとということで御理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それからこの近隣での状況ということでございますけれども、今わかっておりますのは、肝属郡内の南大隅町さんと錦江町さんの2町でございます。以上です。

議 長（田之畑）  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

今回予算化された経緯について、別に予算化してもらったわけですから、そのことを

## 会 議 の 経 過

とやかく言う必要はないし、その経過についても言う必要はありませんが、この問題では最後に町長に要請をしておきたいと思います。

今ありましたように、この4市5町の中でも3カ町か4カ町ですかね、予算化したということですから、大隅半島においては、他の自治体に先駆けて副食費の予算化を実施されたということは高く評価してよいと思っております。同時に先ほど福祉課長も言われたように、その副食費を上回る保育所の運営費を負担し続け、子育て事業に取り組んでこられた福祉課関係の関係者に敬意を表したいと思いますが、町長、これは一応今のところ、今年度まで国が半分出すと。次の年から、来年度からどうなるかわからんという状況も一部に伝わってきておりますが、引き続き、この副食費について、基準で月4,500円ですから、これも負担が大きいですね。引き続き、この点については、副食費については、年度が変わっても取り組んでいくという決意をぜひお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

予算の許される範囲内、実行していきたいと、継続してやっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解ください。

議 長（田之畑）  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）  
それでは、次に、新規就農支援策について伺います。

鹿児島県町村議長会が毎年編さんしております行財政諸資料の一番新しい平成31年3月に編さんされた中に、鹿児島県の市町村がどういう新規就農者に対する助成制度をとっているかと、つくっているかという一覧表が発表されております。これを見ますと、本町は、なかなか対象者の条件が厳しいんじゃないかというふうに私は受けとめているわけです。これは企画課のほうで催した就農移住体験ツアーというのを実施されたようですが、なかなか参加者もないという状況の報告を受けております。そこで、これまで、本町の新規就農制度による支援策を活用した新規就農の実績がどの程度あるのか、伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新規就農者といひまして、今回なかなか新規就農者はいらっしゃいません。でも後継者というんですか、Iターン、Uターンはいらっしゃいます。そういう中で郡内でもトップでございます、そういう形で。だから後継者については、心配していないというか、そういう感はございます。本町の新規就農支援策といたしましては、4Hクラブ加入者の奨励金と機械、施設の導入補助がでございます。4Hクラブ加入者奨励金は加入後1年間活動を行い、4Hクラブ会長から推薦のあった者に対しまして、奨励金として一律5万円を支給するものでございます。平成30年度は4名の対象者、約20万円を支給しております。機械導入、施設等の導入補助は二つの事業がでございます。まず経営開始から3年以上の認定新規就農者に対し、年間最大50万円を補助する新規就農者農業機械等導入事業がでございます。対象はトラクターや換気扇のほか、汎用性のある軽トラック等も含まれております。新規就農者にとっては大変使いやすい事業となっております。平成30年度は9名の対象者へ計380万7,000円を支給しております。もう一つは、平成30年度から始めました農業生産対策事業でございます。機械、施設や天敵の購入費用に対し、その3分の1を補助するものでございます。新規導入で最大20万円、更新は最大10万円となっております。平成30年度は新規就農者ベースで7名の対象者へ45万5,000円を支給しております。以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

この点については、私も調査が不足しておりましたけれども、生活費を例えば夫婦で月幾ら、あるいは年幾らという形で生活費自体も助成するという市町村もありますよね。だからぜひこの点では引き続き先進地に学んで、すぐれたそりゃ農業するなら東串良に行かんこちというぐらいになるように、大いに取り組んでいただくことを要請して、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

通告に従って質問させていただきます。

1番目が人材育成と人材活用についてです。

①の人材育成のために役場職員を大学等に入学、あるいは短期留学させる自治体がふえてきている。行政資質向上のために必須の案件と思うがどのように考えているかということですが、これを考えるに至った経緯がこの前鹿児島県の市町村議会の講師の中にテレビでよく見ていた元フリーアナウンサーの伊藤聡子さんという方が来られて、

## 会 議 の 経 過

この方が今どこで活躍されているかということで、事業創造大学院大学というところで活躍されておりまして、その中で我々議員に対して地域振興についての勉強会があったわけですが、このとき、すごいなと思って、いろんな自分たちは本当に井戸の中の蛙でございまして、なかなかこういう知見がある、こういうことを学んで勉強されているということでびっくりしたんですけれども、この中で、例えばこの例として、事業創造大学院大学がどういうことをされているのかということでずっと調べていたわけですが、その中にはどういう方が勉強されているかということでいろいろ調べさせていただいたら、世界各地からの学生さん、それから各企業のCEOとか、いろんな方が入学されて、2年間のカリキュラムでいろんなMBAとか語学とかいろいろなことを学ばれていたわけですが、その中に直接ここに電話して聞いてみたんですけれども、例えば行政の方のそういう入学とかあるんですかと聞いてみたら、ここは年間春と秋の入学が2回あるわけですが、その入学に際して行政の方の入学枠を1名ずつ取り決めておりますということで、各地方公共団体からの強い推薦のもとに入学されてきた方には、試験は免除して小論文と面接で入学を許可しておりますということで、やはり好評を博しているということを知り、それに鑑みて、この東串良からもそういう意欲のある職員さんがいらっしゃれば、こういうところに短期留学についても2年ですけれども、勉強させる形で執行させるとか、そういう考えがないか、ちょっとお伺いしてみたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。議員お尋ねの行政資質向上のための研修については、もちろんですが、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターにて行われている職位別の研修がございまして、この研修につきましては、新規採用職員研修、主査研修、そして新任係長級職員研修、新任課長補佐級職員研修、そして課長級職員研修とそれぞれの職位に新たに任命された年に研修を受講しているところでございますが、また町村会が主催する法制職務研修も大崎町と合同で行い、職員の資質向上を図っているところでございます。なお、大学等への入学や留学はしていませんが、鹿児島県東京事務所へ職員を1名派遣しております。

このように他に自治体へ派遣することも職員が見聞を広め、本町以外の自治体における業務を行うことで資質向上につながるものであると思っておりますので、今後も引き続き職員の派遣を行えればと思っておりますのでございます。

総務省自治大学を含めた大学等への入学や留学についても今後情報収集を行い、本町の行政推進に必要なものがあれば検討していきたいと思っておりますので、御理解ください。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山讓一君。

3 番（瀬戸山）

それでこの事業創造大学院大学は、どういう大学かということがホームページのトップに書いてあるんですけども、どういう学校の方向性かということがこのように言われています。事業創造大学院大学は、社会人が働きながら起業の実現やMBA取得を目指す大学院です。起業家及び後継経営者の育成のみならず、組織内で新しいことにチャレンジする精神を養うことで、国籍、年齢、職業内容等を問わず、グローバルに活躍し、経営の中核をなす人材を育成しますということが書かれているんですけども、今いろいろそういう派遣とかでと言われましたけれども、やはりそれ以上のものもこの辺に求めていったらいいんじゃないかなというところで、聞くところによりますと、隣の大崎町がある職員さんを慶応大学のSFCというところに入學させて2年間留学させていますね。だから大崎はいろんなことで、いろいろ多角的に、多面的にいろいろ先進的に動いていらっしゃるんですけども、やっぱり思い切ったそういうことも必要なのではないのでしょうか、町長。大学に行かせるということですね、今話題のそういう大学院大学、そういうところにもう少し目を向けて、その辺も真剣に考えていったらいいんじゃないかなと思いますし、だからいつも言うことですけども、この先には、自分たちがよく言われている、議員は言いつ放し、そして将来的には役場の執行部の方に関しては検討しますという形で大体終わっているわけですけども、今町長も前向きに検討していきますということですけども、結局今まで自分もずっと議員活動を続けていく中で、例えば自分たちが政策提言したことが例えば形になっていくとか、あるいは実績として残っていくことがまだ正直1回もないんですね。だからこういう身近に職員さんのこういう、例えばこの機に関しては、短期留学とか、それから入学ということを行いますけれども、具体的に町長、そういう話を進めていく形で、話をしていく場をつくっていきたいんですけども、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それは結構ですので、ぜひ申し出ていただければ対応しますので。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山讓一君。

3 番（瀬戸山）

ということで、具体的にそういう話を詰めていきたいと自分は思っております。

それから②です。町内にはさまざまな資格、知見を持った方がいらっしゃる。職員の行政視察、研修に同行してもらうことで目的の共有化、深度化が図られると思う。また、

## 会 議 の 経 過

住民の皆さんの人材活用も積極化すべきだと思うが、その考えはないかということですが、今度、鳥獣対策で執行部の農林水産課の方々が熊本の益城に行かれたということで、かねがねいつも自分が思っていることは、例えば議会も、そして執行部の方々も単独で研修とか、そういう行政視察に行かれるわけですが、そうじゃなくて、去年の10月、11月でしたっけ、古墳については、社会教育課の方々と同行させていただいて、すごくお互いに意見を申し上げて現地を見ながら話が煮詰まっていくという形を初めてとらせていただいたわけですが、だから今度鳥獣対策に対しても益城に行って、この前、農林水産課長にもお話をしたんですが、それに関しては、いろいろその返答はいただきましたけれども、自分としては、やはり益城に行ったときに、例えば町内にある猟友会の方々と一緒に行けば、実際動いている方々と一緒に見て、学べて勉強できて、お互いに情報共有化をして、そして協働で物事を解決できる、そういう話が深まっていくんじゃないかと思います。ですから、これからは思うんですが、そういうこれからそういう行政視察かれこれやるときは、議会とも、そして町民の皆さん、いろんなそういう情報にたけている人と一緒になって動いていかないと、やっぱりだめなんじゃないかなと思います。

それで町長、例えば古墳に関しても、この前も言いましたけれども、豊栄にいらっしゃるある方が唐仁古墳ファンクラブというのをフェイスブックに出していらっしゃるんですが、御存じですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
存じません。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

そのことも前回の一般質問でも豊栄にいらっしゃるということを町長に申し上げたわけですが、その方が唐仁古墳ファンクラブとあって、多いときは毎日行って唐仁古墳群の夜景、それから夕方、そして朝方の写真を撮って、ずっと唐仁古墳ファンクラブというところで情報発信してくださっています。だから東串良のこの古墳も情報発信するのであれば、今ここに書いてあるように、そういうすごく写真の技術もすごいものを持っていらっしゃることをこの前も申し上げましたけれども、ちょっとその辺にもやっぱり目を向けていただいて、唐人古墳のそういう発信に関しては、そういう町内外にいる、そういう有識者、そういう特殊な技術を持った人たちと一緒に呼んでそういうお話をするとか、そういうこともこれからは必要なんじゃないですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

私、全然存じていないんですけれども、そういう申し出があれば、職員のほうにおいていただければ対応するんですけれども、それも存在するのかわからないものを私に呼べとか、誰に連絡すればいいとか、それはできませんので、ぜひそのことはお伝えいただければありがたいんですけれども。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

そう今町長言われたけれども、自分はだから政策提言でも何回もそういうことを言っておりますし、やはりいつもキャッチボールと言ってますけれども、私は投げかけているつもりです。だから町長もやっぱり能動的にその辺は動いてもらえませんか、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきも申し上げましたが、私もそういう要望があれば受けますので、ぜひおいでいただければありがたいんですけれども、お願いします。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

では、さっきの件のことも含めて、密接にいろんな形でお話をしていくような場をつくっていくようにしましょうね、町長そうしたら。

以上で1番を終わります。

2 番目、大隅総合開発期成会について。

①大隅総合開発期成会をどのようなものと認識しているか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

お答えします。

この大隅期成会をどのようなものと認識しているかでございますが、大隅地域4市5町で構成市町が連携を図りつつ、地域の一体的な開発を推進していくこと等によって、大隅地域全体の産業、経済、文化等の飛躍向上を目指すための組織であると認識しております。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

そのように伺います。

②です。町長在任中、もう4年間がたとうとしていますけれども、この期成会に分担金を東串良が幾ら納めたかここに上げていますけれども、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

年度別で申しますと、平成28年度が207万1,000円、平成29年度が202万2,000円、平成30年度が196万4,000円、令和元年度、これが183万1,000円でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

ということは、やはりかなりな分担金を払っているわけですね。だから分担金を払っている以上は、基金として鹿屋市役所が事務所としてベースとなっておりますけれども、そこでどれぐらいの総額があるかということはちょっとやっぱり数千万円の基金があるわけですね。その中でやはり分担金も払っている以上、東串良もそれ相応の陳情なり、請願なり、あるいは要求なりできると思うんですけれども、その件に関して、3番目です。町長として、この総合開発期成会に、もう4年近くになりますけれども、どういふことをされてきたかお伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私が在任中、期成会にどのように働きかけをしてきたということでございますが、期

## 会 議 の 経 過

成会のほうでは、大隅地域の一体的開発を推進していくこととされております。したがって、大隅地域内におきましては、広域的な視点から要望項目等を整理した上で、国・県への要望活動を行っております。

本町が近隣市町と歩調を合わせて期成会要望事項として提出している主なものにつきましては、まず大隅地域の広域に及ぶ災害時には重要な交通網となる域内主要道路整備を促進する必要があることから、国道448号の整備促進を図っていただくよう要望すること。次に、2020の鹿児島国体では、大隅地域での広域にわたる自転車競技が開催されますことから、今年度、地域内外からのサイクリストによる交流人口の増加が見込まれます。また、広域的な観光振興やインバウンド効果による地域活性化が期待できることから、国道448号の大崎町菱田から東串良町、肝付町境間に自転車通行空間ブルーラインを設置すること、次に志布志湾岸の侵食防止、住民生活の安全確保のための塩入川総合流域防災事業の早期完工に向け、特段の配慮を図ること。次に、志布志湾岸の大隅平野周辺には、塚崎古墳群、唐仁古墳群、横瀬古墳群、考古学的にも貴重な古墳群が数多く点在し、岡崎古墳群においても国指定に向けた調査事業を進めることとしております。

このようなことから、これらの貴重な文化財を観光資源として活用するため、観光ルート整備について、特段の配慮をお願いすること。

最後に志布志湾地域にはちりめん業者が多く、昔から変わらず製造に必要な天日乾燥に依存している状況です。現在、それぞれの業者の努力により、自動釜、自動乾燥機等の導入が良質な加工製品を生産するためには、天日乾燥を工程から外せません。そのため、降灰に作用されない良質な加工製品を生産するための降灰防除施設の整備について、特段の配慮をお願いすることとありますが、このほかにも他市町村から要望事項といたしまして提出された中には、本町や大隅全域、4市5町に関係するものも数多くございます。以上でございます。

議 長 (田之畑)

3 番 瀬戸山讓一君。

3 番 (瀬戸山)

済みません、今答弁されたのは、共同宣言みたいな感じに聞こえるんですけども、町長みずからが何か意見具申とか、そこに何かを持ち込んで取り計らいをお願いしたとか、そういうことはないんですか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

これは団長が鹿屋市長の中西さんでございまして、団長が一応全部答申をするんですよ。その中で別に要望があればということで、振られましたときは、私も手を挙げて言

## 会 議 の 経 過

いましたけれども、そういうことです。私が言ったことをお答えしましょうか。私が伝えたことをお伝えしましょうか。

### 3 番（瀬戸山）

お願いします。

### 町 長（宮 原）

今回、2市4町でしたけれども、7月末に東京の議員会館のほうで、そういう会を持たれて、これは農水省、そして国交省との円卓会議でございましたけれども、最後の国交省のとき、ちょうど7月の初め、7月3日に出たレベル4について手を挙げて説明させていただきました。そのことで、国交省の職員がもう皆さん御存じですよと、テレビを見ましたということで、うなずかれてましたけれども、そのことによって、我が町、肝付がその上流にあるのは串良川ですと。串良川が水位が上がりまして、大変な状況、皆さん御存じでしょうかレベル4という避難勧告でした。これは水位が上がったことは、串良川が以前からうちの町内の議員さんもおっしゃっておいりましたけれども、四隅の堆積が、そういうものがございまして、四隅が結局草の繁茂と樹木がいっぱい生えているということでこれを撤去しないことには、これは解消されないということで、まだまだどのような災害が起こるかわかりませんが、この撤去についてにお願いしますということと、それと我が肝属川の河口部にある砂が堆積したもののしゅんせつもお願いしますということで、私独自で答えました。以上でございます。

### 議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

### 3 番（瀬戸山）

今そういうことを初めてお聞きしましたけれど、この期成会については、本当に活動的にやっていかないといけないことだと思っています。

それで次に移りますが、その中で関連していきますけれども、④この期成会には議会議長も参席するが、どのような共同歩調をとっているか尋ねるということですがけれども、議長と私もいろいろ聞いて回ったんですけれども、やはりこの期成会に関しては役場の執行部の方々も参席するというのと、それからやっぱり町長と議長の共同歩調でまちからアピールする部分を皆さんに酌んでいただけるような強いアピールというものも必要だということですがけれども、議長と町長がどんなふうに共同作業をされているのか、あるいはあったのか、なかったのか、ちょっと聞きたいです。

### 議 長（田之畑）

町長。

### 町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今申し上げましたのが大体うちの持っていることですので、議会は議長としての立場で行かれるし、私は執行部としての立場で行きます。そういう中で期成会の目的は、あくまでも大隅地域全体の産業、経済、文化等の飛躍向上を目指すことであり、ます。近隣市町とも足並みをそろえて国・県への要望活動を毎年行っております。地域活性化のための重要な要望事項等を審議する場でございますので、当然にお互い共通認識を持って会議には出席しております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

これからは、本当に意思疎通を図っていただいて、いろんなことを議論して、そういうアピールをやっていただきたいと思います。

それでは、今後、東串良から期成会への申し立ては、どのようなものがあるかということですが、最後の5番目ですが、この期成会の中で町長が東串良の観光地のことも言われまして、ごみ問題も言われたというふうに話を聞いていますけれども、だから肝属川、高山川、串良川、あの辺のごみがずっと下流にたまって集積して、今ひどい状態になっているわけですが、町長がそれを皆さん、東串良が一番被害をこうむるんだよということをおっしゃったという話は聞きましたけれども、これでやっぱり終わるんじゃないかと、そのごみが出ないためにはどうすればいいのかという、政策提言とか、そういう具体的な解決方法まで言っていただくようなことはできませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

ごみは出るというか、こういう大雨とか台風というのは自然災害ですので、流木というのは山から流れてくるものであって、議員おっしゃるごみがプラとか、そういうものに限定するのかわかりませんが、どうしても竹とか、樹木類についてはこれは自然の災害ですので、どうしようもないというのが現実でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

この席でごみの問題に特化して話をしちゃいけないんでしょうけれども、私が言うごみ問題というのは、それは仕方のないことです。自然流木が、あそこにも、揚場の前にもいっぱいこの前山積みにされておりましたけれども、その件も申し上げましたけれども、要はごみ問題ですよね。人間の捨てるごみ問題です。だから今、マイクロプラスチック

の問題もありますけれども、この件に関して言えば、どういうことを言いたいかというのは、だからただ言うだけであって、具体的に自分たちが解決方法、具体的な政策提言というところまで持っていかないと期成会もだめなんじゃないかということと言いたいわけです。だから、そういうごみ問題に関してもいろんなことを勉強して、ごみを出さないためには、どうすればいいのかということを実際に考えて、そこまで踏み込んでいかないといけないんじゃないでしょうかということと言いたいわけですから、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今、その人間の出すごみのほうをおっしゃいましたけれども、3日前ですか、鹿屋市のFMかのかからおいでいただきました。あの方々は、藻をとるボランティアをいらっしゃるといって、鹿屋川ですけれども。そういう形で、ボランティア的にそういうことをやっていたらっしゃる方々、それと串良川のクリーン作戦もございます。建設同志会とか、商工会と交えてやっております。これはどうしても皆さんがそういう形でやっていかないことは、ボランティアでもやっていけないわけです。今、議員がおっしゃる言うだけではだめだと、それは本当ですよ。体を動かすことですよ。そういうボランティアに参加していただければありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

きょうはごみ問題で今、話が特化して、きょうはそれが趣旨じゃありませんので、ごみ問題については、またさらに私もお話をさせていただきたいと思えます。

では、大きな3番、PFI、SDGsについてのその後についてです。

PFIのことも数年前から申し上げております。そしてSDGsも去年も申し上げました。SDGsは、私が間違えましたけれども、内閣総理大臣賞は、小田原とか、横浜市であって、隣の大崎町は観光長官賞だったんじゃないかなと、私が間違えましたけれども、SDGs、PFIとか、横文字に関しては、なかなか皆さん、自分も含めてとっつきにくい部分はあるんですけども、この件に関して、私がここで一般質問で政策提言したことについて、PFI、SDGsについて、町長はどんなことを勉強されて、今どういう状態で議論されているとか、あるいは話が進んでいるとか、その辺具体的な話でお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

このPFIにつきましては、議員より昨年6月の第2回定例会におきまして、御質問いただきました。当時、公営住宅等も老朽化していることから、これらの整備をPFI事業導入による整備ができないか、模索しているところでもございました。しかしながら、ただいま民間事業者からPFI以外の手法で本町に住宅を建設したいという話を受けているという内容を答弁させていただきました。固定資産税の減免措置などメリットがあれば、集合住宅を建設したいという話をいただいております。

そこで、昨年9月の第3回定例会におきまして、固定資産税の減免措置を盛り込んだ東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例案を可決していただきまして、条例制定後に、東串良町物産館ルピノンの里の裏側に100%民間資金による集合住宅が建設されました。入居者募集開始後、短期間のうちに満室になったとのことであります。仮に、公営住宅をPFIで建設した場合、施設整備費は、民間が調達することになりますけれども、最終的に整備費については、長期還付返済が可能となるものの、町が全額返済することになります。このことを考えれば、先ほど申し上げました減免措置というメリットを生かした100%民間資金投入による集合住宅が建設されたことは有効であったと感じております。

SDGsにつきましては、議員より昨年12月の第4回定例会におきまして御質問いただきました。その際、答弁いたしましたとおり、マダイやヒラメの稚魚放流、ビーチクリーナーやスライドモアによる柏原海岸の清掃、特に松林においては、就任当初から雑草、雑木の伐採を継続的に行いまして、森林の保全、環境美化に努めてまいりました。このことは既にSDGsの17の目標の中の13の気候変動に具体的な対策を、14の海の豊かさを守ろう、15の陸の豊かさを守ろうの項目に当たると理解しております。

また、日本政府の特化した取り組み8項目の中の⑤の気候変動対策、⑥の森林開業等の環境保全の項目にも当たると考えております。町木であります黒松と、町花の咲き誇るルーピン畑の海岸保全活動の重要性に私も思いを職員にしっかり伝えてきましたし、今後も一層本町の財産である白砂青松の環境保全に邁進してまいります。以上でございます。

議 長 (田之畑)

3番 瀬戸山譲一君。

3 番 (瀬戸山)

PFIもこれで終わりじゃないんですね。だからPFIもSDGsも今国が推奨して、各地方公共団体に投資が来ていると思うんですけども、そういうマニュアル的な、国からのそういうのを町長はごらんになられましたか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

このPFIはまだ今からですけれども、また今後ですけれども、このSDGsにおいても我がまち農業のまち、ハウスもそうです。油を使わないヒートポンプとか、そして農薬を使わない天敵とか、そういうのもSDGsにつながるだろうと思っておりますので、今後もまたこれも進めていけたらありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

SDGsについては、こういうことをやっているんだということでしたけれども、SDGsをやる上で、そういう今環境問題に取り組んでいらっしゃるということでしたけれども、これにはちゃんとした書式があって、SDGsの項目にまとめてやっている方法でやらないといけないと思うんですけれども、例えばそういうSDGsにのっかってこういう事業をやったという、そういう実績書みたいなのはつくっているんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

実績書に基づいたというものはまだつくっておりませんが、今後それはまた職員と一緒につくっていききたいと思っておりますので、御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

だから今その答弁の仕方はおかしいと思うんですよね。SDGsを言ったからこういうことをやっているという、それは話にならないと思うんですけれども。ちゃんと国から書式が来ていると思います。それにのっかってやっていないということはSDGsを結局は形骸化していることじゃないんですか。ただ、たまたまあそこを、松林をきれいにするとか何とかそういう言い方はおかしいと思いますよ。いかがですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

ただいまの御質問に私のほうから補足をして説明させていただきます。

先ほど町長も答弁いたしましたとおり17の目標、それから日本政府として特化した項目も示されております。そういった中で具体的に定められた書式で取り組んでいるということはございません。日本全国でも割合的にどれぐらいの市町村がそれをやっているかということもまだ調査しておりませんが、まず身近にあることをまずは取り組むことが重要ではないかと思っております。大崎町のごみ問題にしても、このSDGs、以前から取り組んだことが評価されて、それがSDGsにつなげていろいろと表彰もされた流れだったというふうに理解をしております。そういったことで、まずは地元でできることをまずやって、そのことはまたいろんな世界に発展していくような、また第一歩になればいいんじゃないかなということで感じております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

わかりました。大体概要がつかめました。だからこれからSDGsのマニュアルにのっかって、組織正式に書式として残して東申良もSDGsにのっかって事業をやっているんだよということをちゃんとその辺を明確化していただきたいと思います。

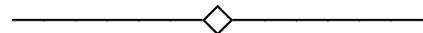
これも最後の最後で書いていますけれども、SDGsにしても町長がやっぱりリーダーシップをとって、職員さんにも声をかけてやっていかないといけないということになっていくと思います。その辺は町長、これからよろしくお願いします。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時03分



再 開 午前11時10分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番 小川香織議員の発言を許します。

1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

おはようございます。1番 小川香織、通告に従いまして、1、本町の防災・減災対策について、2、今後の展望について、3、教育環境について、4、医療・介護につい

での4点について一般質問をいたします。

まず初めに、2019年9月に発生した台風15号で被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

近年数十年に一度と言われるような大規模な自然災害が毎年のように頻発しております。また、災害では被害想定範囲をはるかに越え、復興に対して対応がおくれたり、想定範囲以外の災害により適切な対応が行き届かない事態が発生し、被災された方はもちろん、復興にかかわる行政関係者にも嘆声が聞かれたとお聞きいたします。日本は、世界でも珍しい4つのプレートが集まる地点に位置しており、そのため、地震の発生が多い国とされております。平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、東日本大震災は、マグニチュード9という日本の観測史上最大の地震で、世界第4位に入る超巨大地震となりました。想定された範囲をはるかに越えた被害と死傷者、家族の叫びや大切な人を失った悲しみと涙、津波の映像は今も記憶に残っております。このような映像を再び目にすることがないように、また本町でこのような災害による被害が起こらないよう考えていかなければなりません。気象庁によりますと、東日本大震災から令和元年8月までに日本付近で発生した主な被害地震は、北海道で発生した胆振東部地震や熊本で発生した熊本地震を含め、約8年という短い期間で61件も発生しております。災害とは、地震に限らず、大雨や台風などの自然災害、人為災害、特殊災害があり、本町におきましては、広い範囲で低い沖積平野が広がり、海岸沿いには備蓄基地が隣接しているため、特殊災害を含め多くの災害に備えなくてはならない状況下にあると思います。また、隣接した地域では、過疎化や少子高齢化問題、若者不足に人材不足、交通の便について現在でも解決できていない問題が幾つもあります。災害時にこれらの問題が多くの町民の避難のかせとなるのではないかと危惧いたしますところであります。これらの問題と本町の地形を含め、独自の防災、減災対策についてどのような取り組みがなされているのか、町長のお考えを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。今議員のおっしゃった日本国中が災害に見舞われております。それと佐賀県、そして9月9日、台風15号による、今千葉県のほうが30万戸から停電ということで大変な状況です。こういう暑い中、熱中症で倒れる方がまだまだふえるんじゃないかなと危惧しているところでございます。一日も早い復興を願っております。

近年、社会情勢や気候の変化等によりまして、災害は複雑・多様化しております。本町においても、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、消防、防災力の一層の向上が不可欠であります。このため、ハード面では、これまで下伊倉地区、津波避難タワーや防災センターなど避難所を兼ね備えた防災拠点の建設や消防車両の定期的な更新による消防力強化を図ってまいりました。

また、ソフト面では、自主防災組織の活動を推進しております。平成31年4月1日

## 会 議 の 経 過

現在で、81の組織が設立し、自主防災活動をしております。特に豊栄地区では、豊栄上・豊栄中、1振興会を中心といたしまして、平成31年3月に豊栄地区防災計画を策定し、地区内での防災組織の編成や役割分担など計画書に明文化することで、地区内の活性化と地域力、福祉力向上につなげているようであります。今後も住民主体としたこのような取り組みを強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

本町では、ハード面では下伊倉防災センターなどの防災拠点の強化、また消防車両の導入に力を入れており、ソフト面では自主防災組織の促進に力を入れているといった対策がとられているということがわかりました。大規模災害が頻発している中、町民の命や財産を守るため、また起こり得る被害を最小限に抑えるため、先ほど伺いました防災・減災対策は、大切なまちの責任であると考えます。その対策を踏まえ、次の質問になりますが、ことし7月3日、梅雨前線と低気圧の影響により、九州南部地方では記録的大雨に見舞われ、本町の住民におきましても豪雨災害等への不安を抱く方が多くいたのではないのでしょうか。報道では、降り始めの6月28日からの総雨量が1,000ミリを超えたというところも報告されており、平年7月の1カ月分の雨量をわずか1日で超えるという豪雨が発生いたしました。本町でも6月30日から7月4日までの5日間で総雨量は500ミリを超えたという報告をいただいております。今回の大雨では、豊栄に隣接する串良川で氾濫のおそれが強まり、警戒レベル3の避難準備高齢者等避難が発令され、町民への呼びかけが開始されました。避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達した際は、到達する前に岩弘地区、豊栄地区、池之原地区、川西地区に緊急の避難指示が発令され、避難所に指定されている三つの施設に町民は避難いたしました。私は、消防団として避難された町民の方とお話をさせていただいたり、避難誘導や食料配達を行ったのですが、災害に対する対策等について、住民によるさまざまな不満の声や要望、問題等への指摘があったように感じました。もちろん全てを解決するということは不可能であると存じ上げておりますが、今回の災害に対する対策への意見等が改善すべき案件であるのであれば、今後の計画に盛り込んでいただきたいと思いますし、課題等がありましたら、早急に対応していただく必要があると思います。7月4日、警戒レベル3の避難準備高齢者等避難を解除し、情報連絡体制の解散をした後、どのような話し合いがなされたのか、また課題と今後の対策について町長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今議員のおっしゃいました大隅地方では記録的な大雨に見舞われ、6月25日から7月3日までの総雨量は1,000ミリに達したところもございました。肝属川水系では軒並み水かさが増しました。特に串良川の豊栄橋付近では、7月3日、午後3時半ごろ氾濫危険水位の4メートル90センチに達し、3日午後5時、串良川と50センチ余りで堤防を超える5メートル14センチの水位に達し、それから4日午前0時までおよそ9時間にわたり氾濫危険を水位を超えました。いつ大規模な水害が起きてもおかしくない状況が続きました。

町は、7月3日午後2時30分、串良川に隣接する岩弘、豊栄、池之原、川西地区に対しまして警戒レベル4を避難勧告発令し、同日午後3時37分、同地区に対しまして、警戒レベル4避難指示を発令しました。このため、開設した避難所には多くの方々が避難され、一時殺到する事態もありました。受け入れ体制の整備など課題がありました。今後、避難所物資の充実強化や避難訓練などを実施し、対策を図りたいと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

課題について、何点かの課題が出ていたというお話を聞きました。今回抽出された課題については、早急な対策と検討を望みます。

説明をいただいたように、本町でも防災に対するさまざまな取り組みや対策を行っていることは存じ上げております。しかし、東日本大震災で起こったような災害のように、今までの国や自治体などが想定に起案した過去の災害例を参考にする追っかけ型では対応できない災害がこれまでも多く発生しております。想定外に対し、行政面で災害に備えることは難しいとの論議もあると思いますが、しかし、1人として失ってよい命があるとは思いません。さきに述べた地震や特殊災害を含め、本町の地域の特性を加味した上で、町民が安心して住み続けられる東串良をつくり上げる必要があると考えます。

昨年行われた全国知事会議では、防災・減災の対策の考え方や取り組みを見直さなければならないとの危機感のもと、主となるものが先頭に立ち、行動する必要性を説いていました。本町の主は町長であります。河川の問題では、肝属川水防災意識社会再構築協議会に当初から参加され、河川に対する問題を話し合われてきております。どのような話し合いがなされ、今回の災害に生かされたのか、本町に対する町長の防災意識と今後の取り組みや計画などをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

災害から町民の生命はもとより、日ごろの暮らしを守ることは町政の基本でございます。町政の主流といたして、今後もさらに町民の皆様が安心・安全に暮らせるまち東串良に全力を傾聴してまいります。しかしながら行政の避難情報などには限界がございます。町民の方にもみずからの命はみずから守るという意識を持っていただきまして、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の防災意識の高い地域づくりも必要不可欠であると考えております。このため、自主防災活動や避難訓練などの充実を図るとともに、今後も消防、防災力の機能強化を図り、防災、減災対策に一層力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

私たちがどんなに備え、対策を練ったとしても自然災害が起きる時期や場所、規模などを変えることはできません。しかし、法整備や活動計画の見直しなどのソフト面と平成30年に本町で行われた緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練のような自衛隊の協力を含めたハード面をうまく組み合わせることで、自治体の防災・減災力を強靱化し、災害発生時には対応がいち早くできると思います。大規模な災害では、ハード面の救援がもらえないことも考えられます。そのため、限られた人材と資源で災害に対応することも考えなくてはなりません。東日本大震災の教訓を受け、市町村が取り組むべく基本的な対応や実施すべき対応業務が地方都市等における地震対応のガイドラインに示されており、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が災害対策基本法の改定とともに策定されております。しかし、本町では、避難所運営のマニュアルの作成が追いついていないとお聞きします。また、災害発生時は、臨機応変な対応が求められると思います。状況の変化を想定し、いち早く復旧・復興できるよう定めた本町におけるBCP計画が作成しているかもわかりません。防災計画や防災力を高める取り組みとして1人でも多くの住民の方に防災に関心を持ち、防災力を高めてもらう人材育成も十分であるとは考えにくいと思います。

防災に対する最後の質問になりますが、防災について重要な視点となりますので確認いたします。防災対策を協議する上で、女性のメンバーは何名ほど参加し、女性の発言はどの程度反映されているのでしょうか。町長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、女性の対応をどうしているかという話でございますが、女性については、防災会

## 会 議 の 経 過

議もろもろあるんですが、参加していただいている状況もございます。ただし、小川議員も消防団に入っていらっしゃるかと思いますが、その消防団の方々の意見を聞きながら、各種施設整備等もやっていけたらなと考えておりますので、今のところは、女性消防団を中心にしながら防災・減災対策についても意見を聞かせていただければなというふうに思っているところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

女性の視点を取り入れるということで、女性だけではなく、子供や高齢者、障がい者の方の支援にもつながると言われております。災害は複合的に発生します。さまざまな意見を取り入れ、本町にふさわしいガイドラインの策定と今後の取り組みを望みます。

また、災害時における大切な情報受信機が火災時に十分な安全確保がなされていないとお聞きします。災害時は、さまざまな情報が町民の安全、命のかなめとなります。ぜひそういった機器や必要な物資等の確保、状況についても検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、総務課長も答えましたけれども、以上のことで、またそれぞれ検討させていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

ぜひ今後検討いただきたいと思えます。

次に、今後の本町における展望について質問いたします。本町では、財政の判断に4つの指標を使い、決算に基づく財政健全化判断比率と資金不足比率を公表しております。この健全化判断比率でいきますと、平成30年度決算において良好であるという判断がなされます。しかし、さきの一般質問でお答えいただいたように、財政力指数は、この5年間で0.05ポイント減少し、町税の固定資産税の中にも含まれている市町村交付金志布志石油備蓄基地の大幅な減少により、今後も財政力指数は減少傾向にあると予測され、本町の財政状況は、現在も今後についても厳しい状況にあると伺いました。8月

に開催された第4回臨時会において、東串良町有機堆肥センター施設など設置に関する契約について、質疑、討論の上、総事業費約1億8,000万円の案件が採択されました。もちろん本町の負担は全てではないということは承知しておりますし、本事業が東串良町の農業や畜産に必要な不可欠であるという説明を受け、採択に賛成いたしました。しかし、事業説明の中で、この事業が通年赤字通告であることや、そもそも赤字を想定範囲内としてつくられた事業であることについては、驚きを隠せませんでした。負担額が少ないからといって、通年赤字運営でいいとは考えにくく、本町の財源を投資するなら、やはり有機堆肥センター設立時に受賞した賞の獲得といった目標設定を掲げる必要性や歳入の増額、歳出の減額に対する取り組みや検討が必要であると思います。この事業に限らず、本町の財源を投資する事業におきましては、現状の財政状況や生産人口の今後の減少等から目的や運営に関する厳しい視点を持つ必要があると思います。補正予算や単行議案、また過疎地域一律促進計画を拝見する中で、本町におきますシティブロモーションや都市開発計画に関するビジョンがやや不明瞭に感じます。今後、ますます厳しくなる財政状況の中、どのような東串良町を想定し、そのために今何が必要か検討することが重要であり、限られた予算や資源の中、どのように計画されているのか、町長の意見をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員のおっしゃいました厳しい状況というのは、これはどうしても来るだろうと思っております。歳入につきましては、自主財源と依存財源がございます。この自主財源におきましては、平成30年度はふるさと納税が莫大に伸びたことも起因しております。ありがたいと感謝申し上げたいと思っております。それと依存財源におきましては、どうしても今、人口をふやさないことには地方交付税がふえないんです。この1人頭19万6,000円というのが交付税として措置されます。だから例の定住促進住宅用地、これを進めているのは、町内の方々がつくっていいんですけれども、あくまでも町外からお越しいただかないことには、住所が東串良町になって初めて地方交付税に反映されますので、そういうことで、今町外の方々を今呼び込んでおります。それで私、きのうちょっと会があったときに、またそれも言いました。我がまちは、鹿屋、志布志のちょうど真ん中です。ベッドタウンですので、ぜひ1人でも多く来ていただければありがたいなという、そういうことで、この定住促進住宅、この財源というものも我がまちの依存財源になるということで、これだけは御理解いただければありがたいなと思っております。

過去5年間、平成26年度から平成30年度までの歳入総額の推移は、10億5,000万円増加しているところでございます。これは今言いましたふるさと納税が起因しているだろうと思っております。主な要因としましては、ふるさと納税による寄附金の

増加、ふるさと応援基金からの繰り入れや平成30年度に廃止いたしました各種基金の繰入金の増加によるものでございます。しかしながら基幹的な歳入である町税のうち、国有資産等所有市町村交付金、志布志国家石油備蓄基地に対する償却資産が毎年度減少することに伴いまして、町税は8,300万円減少している状況でございます。

また、年度によっては、町税の減少、地方交付税の増加となっておらず、町税の減少を加味した地方交付税の算定も難しく、今後も引き続き減少していくことが想定されているところでございます。さらに厳しい状況になることが予想されるところでございます。

次に、歳出でございますが、過去5年間の歳出総額の推移は、10億400万円増加しているところでございます。主な要因といたしましては義務的経費のうち、社会保障費等を含む扶助費の増加、緊急防災減災事業債を活用した施設整備に伴う公債費の増加でございます。その他の経費のうち、ふるさと納税に対する関係経費の増加によるものでもございます。今後さらに厳しい財政状況が予想されますことから事務事業の見直しによる人件費の抑制、一般財源を極力抑えた住民サービスやニーズの高い投資的事業の実施、その他の経費のうち、節減できるものは見直していく必要があるところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

本町においては、課題もたくさんあることながらベッドタウンである定住促進事業や、また事業費の見直し、ニーズの高い投資のお話、ふるさと納税の増加を見込み、収入を拡充した計画を進めるというお話をいただき、本町にとって魅力ある展望であるとともに、期待が持てる回答でありました。他市町村でも、人口の著しい減少に伴い、地域社会における活力の低下を防ぐとともに、地域の自立促進を目的とした過疎対策事業に取り組んでいます。その事業の成果によって、住民福祉の向上や雇用の増大、それぞれが有する地域資源を最大限活用し、地域の持久力を高め、町民の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮する取り組みが行われ、まちに誇りと愛着を持つ地域社会の実現につながられているとお聞きいたします。

本町も今後の展望を踏まえ、限られた資源である、人・物・お金を活用し、効率的な行政運営を行っていく必要があると考えます。つまり積極的に歳入の拡大を目指した事業の展開を図るとともに、現在、まちが行っている事業につきまして、本当に必要な事業なのかを考え、計画の修正を行うなど、効率的な仕事の進め方を工夫する必要があると思います。そのため、時には厳しい視点での事業選択や打ち切りも行わなくてはならないと考えます。本町の主は町長であり、二元代表制による採択が現在行われていますが、本町にとってよい政策や提案が活発に行えるよう議員や町長のみでなく、行政、執行機関関係者とともに、積極的かつ活発に意見を出し合えるよう、職員一人一人の働き

## 会 議 の 経 過

方を見直し、専門知識や能力を取り入れたまちの運営や行政改革の取り組みが重要になってくると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

行財政改革につきましては、過去におきまして、国から要請によりまして、平成17年度からおおむね5年間の取り組みを明示した集中改革プランを作成し、当時、全国全ての地方自治体団体において作成、公表され、集中的な行政改革が実行された経緯がございます。そもそも行財政改革というものは、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう各市町村で地域の実情に応じて、自主的に取り組まれるものと認識しております。今後は、2025年問題等によりまして、予算上、扶助費が高額になることが予想されております。限りある財源を有効に活用するため、身の丈に合った行財政運営を進めていくために必要に応じまして、行財政改革を行うことも十分念頭に置いているところでございます。

近年、行政改革等で取り組んだアンケートといたしまして……ちょっと前後しますけれども、将来展望につきましては、地方財政状況調査がありまして、平成25年から30年度を参考に中長期、財政計画、5年間を作成してみると、通年度ベースの歳出を継続していった場合、財政調整基金からの繰入金を年々増加させていく必要が出てくると考えているところでございます。この結果、平成30年度末で17億円ほどの財政調整基金が令和6年度末で8億9,000万円まで減少して、今まで厳しい財政状況の中、積み立てた基金も半分程度となると見込んでいるところでございます。あくまで参考的な数字で答弁させていただいたところでございますが、将来における中長期の見通しは厳しく、歳出の見直しが必須であると考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）  
1番 小川香織さん。

1 番（小 川）  
伺いました。

財政や将来の展望も厳しいという回答をいただきましたが、本町は有識者やすばらしい人材が多くいます。その専門知識や能力も取り入れ、今後より一層厳しくなると予測される財政状況や経済、環境状況を把握し、より早い事業の展開や見直し、報告を期待しております。

次に、教育環境について伺います。

前回6月議会で質問させていただきました教育現場での安全対策について、現在の状況を伺います。また、交通道路上での安全対策については、池之原小学校裏門に対する

## 会 議 の 経 過

ガードレールの設置や横断歩道の追加などの検討も含めて、どうお考えであるか、教育長に御質問いたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

前回の質問にありました登下校における送迎時の危険な状態の改善や、実例についての質問だと思いますので、それについてお答えいたします。

池之原小学校は、PTA総会のときに、裏門への送迎はやめてほしいと、文書を配布し、説明したようです。その後、文書で歩育を意識して、駐車場でおろして正門から登校する旨のお願いを保護者にしたということです。今は裏門への送迎は、かなり減ってきたと聞いております。まだ完全ではないので、9月のPTA役員会でも話題にし、これからもお願いをしていくということでした。もちろん駐車場で乗りおりや、歩道までの通行はお互い注意してもらいたいと思っております。中学校は、PTA総会のときに、基本的には歩育を考え、自転車か徒歩での登校をお願いしたということです。つまり体育館前でおいて400メートルぐらいは歩いて正門から登校することもお願いしたということです。生徒たちには、自転車の事故等もあり、その都度安全指導しているようです。

また、雨天時にはどうしても車での送迎になりやすいので、前回も一案として考えていると説明しましたが、役場前の駐車場の使用方法として一方通行のことを10月のPTA総会で具体的に話題にする予定だと聞いております。現状は、このようなことですが、事故等がないうちになるべく早く実行できるよう、再度学校のほうにも要請をしていきたいと考えているところです。

ただ、小学校の裏門のところのガードレールということも出てきましたけれども、確かに安全な一面はあると思います。ただ、どの位置にどこまでつくるか検討しなければならないと思います。子供が車からおりる場所によっては、教員の車と同じ坂道を歩き、曲がることになります。また、ガードレールのあるところで、停車すると右側の車道のほうへおりることになるので、逆に危険だと思います。また道路や歩道の広さ等の条件などいろんな課題等も予想されますので、財務関係、あるいはまた関係機関に相談することになると思いますので、ここでのはっきりした返事はできないことを御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）  
伺いました。

## 会 議 の 経 過

車での通学が減って、今後9月、11月のPTA役員会でこの案件に対しお話ししていただけるということ聞き安心いたしました。子供たちの通う通学路は、朝の登下校時間になりますと、学生や働く成人の通勤時間と重なり、車の行き来がふだんの時間と比べて多くなっております。また、大型車や小型バイクなど普通車以外の走行車両も行き交い交差するため、ふだんの時間帯と比べても、事故要因が大きくなり、子供たちの安全については、早急な対策と検討をお願いしたいと思っております。対策がおくれたことによる死亡事故や人身事故等が起こってしまわぬよう、今後の通学路の安全対策や児童の見守り体制を含めた活発な検討会が開催されるよう期待しております。

次に、教育対策について伺います。

本町の教育対策について、前回の質問でも伺いましたが、昨年度から教育対策において、学校現場主導で行われ、教頭先生を中心として対策が動き始めているというお答えをいただきました。また、小中一貫教育そのものの目標としては、小中の教頭が教育方針についてばらばらの考えを持つのではなく、同じ方向、同じ目的を持って、教育を進め、一人一人を見守りつつ子供たちの学力の向上を図るとともに、小中の連携を強固たるものとしてつくり上げ、また、これまで小中別々であった教育課程を小中のつながりのある9年間を見通したものとして取り組めるよう組織化し、施設は類にされておりますが、学校の教員同士が目指す学校像を共有していくことで、9年間を通じた教育課程を系統的な教育として今後も目指すものであるとの回答をいただきました。

6月4日の第1回小中一貫教育協議会・学習指導研修会・相互授業参観では、教員の意識改革についても、教育長のほうより訴えていただいたということで、今後の教育体制に関して希望が持てる回答でした。今回、再度確認いたしますこととしては、教育方針の方向性についてと教員同士の情報交換や意識の共有化に対してであります。本町には、3校の教育機関があります。小学校が池之原校区と、柏原校区にそれぞれ一つずつ設置され、本町の間地点に中学校が位置づけられております。それぞれの教育機関では、独自の教育プログラムや外部講師の依頼を行うことができ、それぞれ環境や教育課程における進行状況に応じた最良な教育の選択が行われていると存じ上げております。しかし、先日、この3校で1校だけ選択されている外部講師を依頼した授業がありましたので、この講師の行う講演は大変人気のあるものと伺っておりましたので、他2校の教育機関に講演依頼の有無についてお尋ねしたところ、その1校がお願いしている講師の情報や講演内容について詳しく把握されていないようでしたので、前回いただいた回答の小中の連携や教員同士の目指す学校像の共有についての取り組みと、少し異なる点を感じました。教育機関内で行われる情報共有のあり方について、どのような現状であるのか、また教育に関する方向性を合わせるべき教員同士の組織化に問題はないのか、前回の質問を含め、教育長にお話を伺いたいと思います。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

質問の趣旨は、小中一貫教育の観点からの情報の共有とか、職員の意識改革はどうなんだというようなことではないかと考えますので、そういう観点でお答えいたします。

小中一貫教育でなくても、同じ町内の学校であれば、内容によって異なりますが、情報共有することはよくあることです。ただし情報の提供はお互いしていると思いますが、いろんな講演の講師などは各学校の判断でされていると思います。もちろん的確な方がおられたらお互い紹介し、共有してほしいし、していると思っております。なので、小中一貫教育を目指すのであるから、同じ内容の講演であれば、同じ講師でなければならぬということはないと考えています。念のため各学校に事情を聞いてみましたが、何らかの問題があったというふうには、そういうことはなさそうでした。

意識改革につきましては、本町の今一番の課題は、学習面だと思っておりますので、そのことでもかねてから先生方をお願いしていることを事例として説明しておきたいと思っております。

小学校の先生方は教科の内容が中学校にどのようにつながり発展していくのかを知って指導していただきたいし、その先に高校入試があるという現実も意識しておいてほしいということです。また、中学校の先生方は小学校でどこまで学習してきているのか、理解はどの程度なのかなど、しっかり把握して指導してほしいと思っております。もちろんそのための学習以外の各生徒の個人的な情報等の引き継ぎもあわせてのことです。小中の先生方が同じ目標を持ち、同じ目線で、同じ方向を向いて指導する、そういうふうをお願いをしています。それが小中一貫教育の大きな目標だと考えているからです。

また、今回の学力調査では、県下の状況と同様に中学校が芳しくない結果でした。その改善策としては、この学年は小学校のときからどうのこうのとか、宅習時間が少ないからとかいうような、そういうような言いわけをすることなく、その理由がわかっているのであれば、具体的な対策を立てて実行あるのみという考え方を全職員が意識し、試験のある当該学年の担任だけでなく、小中全職員の責任であり、9カ年でみんなで育てるという意識改革をするしかないと考えています。今、各学校とも学力向上に向けた年間計画を作成し、今後頑張ってくれると思っておりますので、委員会としても確実に計画どおり実施しているかの見届けをしていこうと考えております。今回の子供たちの学習状況調査の回答では、国語、算数、数学、英語とともに、好きですと、それから将来大切だという意識はあるんですが、授業がよくわからない、家庭学習など勉強時間は少ないという結果でした。勉強しないといけないという追い込まれた感覚がないように感じます。必要に迫られてやらざるを得ない状況であることをまずは教師自身が認識し、先生方は子供たちにそれを説明する覚悟をしてほしいと思っております。AI時代を生きる子供たちを教育しているという自覚を持ち、昔ながらの経験、勘、気合いという、俗に言う3Kだけで授業することなく共感、感謝、感動という教師の基本姿勢の3Kを根底に置きつつ、進みつつある教師のみ人を教える権利があるという教育学習の言葉を胸に刻み、子供と向き合うようお願いをしているところです。

あわせて言わせていただきますが、保護者や地域の方々も勉強の大切さを子供たちに語り、もっと上を目指すような雰囲気づくりに協力していただきたいと願っています。そういう意味で、まずは、教師、そして子供自身、それを見守る保護者、地域の方々

それぞれの立場でそれなりの意識改革が今本当に必要であると考えているところです。以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

今後の教育体制に関して、教育長の考えを継続し、子供の学力向上に努めてもらいたいと要望いたします。また、教師、子供、保護者としても意識改革を今後一層考えていかなければならないという課題も伺いました。前回は質問の中で申し上げましたように、子供の一日一日は、かけがえのない、また取り戻すことのできない大切な時間です。教育体制におきまして、何らかの原因で引き継ぎがうまくできなくなったり、指針がずれてしまったり、教育の体制に不備が生じますと、その時間を犠牲にする子供たちが出てまいります。アイデンティティの構築過程である複雑な成長過程に位置する子供たちにとって、統一された、また情報が共有された教育体制、教育組織は本当に安心のできる場所となり得ると考えます。安心できる場所では、落ちついて多くのことが学び取ることができると思います。難しい案件ではあると思いますが、ぜひいま一層の取り組みを希望いたします。

次に、本町における医療・介護の取り組みについてお伺いいたします。

まず、医療費について質問いたします。本町では、乳幼児から18歳までを対象に子供の病気の早期発見や早期治療において親の負担を軽減し、健やかな成長を支援する目的で医療費に関して全額を支払う助成を行っております。ひとり親家庭医療助成金についても、子供の該当する年齢までの医療費を全額、まちが助成してくれることは大変ありがたい制度であると思います。この支払い方法についてですが、医療機関で一度負担する医療費の一部を窓口で支払い、後日、窓口で負担した分を申請書により助成される申請書提出により助成される方法となっております。

国では、2018年4月より未就学児を対象に、国民健康保険への国庫補助金の減額調整措置を廃止し、これを受けて、鹿児島県が2018年10月より非課税世帯の未就学児を対象に現物給付制度を開始しております。しかし、これでは大多数の子供の状況は変わりません。鹿児島の子供の貧困率は、全国ワースト3位であると言われ、子供を取り巻く現状は厳しいものです。また、鹿児島県では三つの医療費、乳児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障がい者医療がいずれも償還払いで助成されており、隣に隣接する宮崎県や他市町村において、この助成制度の仕組みは異なります。近年、働き方改革や収入を安定・維持させるために女性が外で働くというスタイルは当たり前になってきております。その中で、子供の急な発熱や病気、または介護により仕事を急に調整、休まなくてはならない状況が出てきております。この申請に関して、平日、東串良の役場があいている時間帯の受け付けになっておりますので、働く場所が本町より離れていれば、平日の5時までに申請に訪れるのは大変厳しく休憩時間を使つての申請も難しい状

況です。特にひとり親家庭は、収入減がひとり親本人となりますので、仕事を優先に働くしかできない状況にあります。また、重度心身障がい医療で助成を受けている方は、体調が悪くて通院しているのであり、病院以外の申請に役場へ再び外出するという行為は大変苦しい状況であると考えます。窓口での支払いがゼロとなり、申請が省かれることとなればどんなにありがたいことでしょうか。この現物給付については、曾於市では、一部疾患と契約委員とで現物支給の助成が行われているとお聞きいたします。本町におきましても、この医療費につきまして、窓口負担の無償化を希望したいところではありますが、この三つの医療費を町独自で現物支給に変更すれば、国庫補助金の減額措置に該当し、一般財源等へ圧迫につながるため、難しい状況だと考えておりました。しかし、最近さまざまな団体による鹿児島県の医療費窓口無料化についての署名活動が行われていることを知りました。現知事である三反園知事の公約の中に、子ども医療費助成制度の内容が述べられており、窓口での一時払いを完全にゼロとする公約に対して、知事の任期が残すところわずかであることから、要請事項として各種団体が動き出した所存があります。知事がこの制度を改定していただければ、本町における減額調整措置を受けることなく、働く親の負担も軽減されます。また、三つの医療費も合わせて現物給付をしていただければ、障がい負担を多く感じられる日常に対して、申請に時間を割くという負担を軽減できますし、また介護に携わる家族の負担の軽減にもつながると思います。この取り組みについて、本町からも何かアプローチをお考えではありませんでしょうか。町長に伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。三反園知事の公約であります子ども医療費の窓口払いの無料化につきましても、現在、未就学児の子ども医療費について、非課税世帯のみがその対象となっております。また、町独自の事業といたしまして平成29年4月診療分から高校3年生まで保険治療分の自己負担分について課税世帯、非課税世帯を問わず、全額助成を行っているところでございます。議員お尋ねの重度心身障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成を含む、子ども医療費助成において、全ての窓口払いを無料化するために、県に対して働きかけを考えていないかという点につきましては、先日の県議会において、三反園知事が対象者の拡大に向けた有識者懇談会を設置するための補正予算を提案されたとのことですので、町といたしましては、その推移を見守りたいと考えております。ただ、必要があれば大隅の4市5町で構成する保健医療推進協議会等での協議や地元医師会を初め、医療機関の先生方の考えも伺いながら判断したいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）  
1番 小川香織さん。

1 番 (小 川)

伺いました。ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、前回質問の中に組み立てていたのですが、最後までうまく質問できませんでしたので、今回再度伺うこととなります介護保険料について、町長にお伺いいたします。

本町では、ことし10月より施行されます低所得者の介護保険の軽減措置が全国で実施されます。生活保護を受けている人、住民税が非課税で、なおかつ年金収入が少ない人など1,100万人を超える対象者がいると伺いました。政府は年間でおよそ1,400億円の公費を介護保険料の給付とは別枠で新たに投入していくと決め、最大でこれまでの経済状況に応じた介護保険料の基準額の3割まで軽減されることが発表されております。この介護保険料の制定は、住んでいる各市町村で金額が異なり、今年度から介護保険料が増額されている市町村もあります。その市町村に比べ、本町は今年度据え置きとなり、介護負担料の増額に対する不安は軽減されました。しかし介護保険や医療費の今後の負担給付費が今後どんどん膨らんでいくということで、将来の介護保険料につきましても上昇が見込まれる話も出ております。本町は、農業、畜産業、漁業、産業など国民健康保険の加入者率が高く、その国民健康保険に加入している方は厚生年金に加入している方より、年金の受給料が低く、将来の生活に対して不安だと訴える方も多く見られます。少子高齢化や今後の町の歳入減少を予測し、考えますと、大変厳しい状況にあるのではないかと考えます。本町では所得段階別保険料額を現在9段階に区分しており、今回の軽減措置では、今まで第1段階のみの軽減措置であった対象が第3段階まで引き上げられましたが、今後の保険料の増額、サービスの維持を図るためには、さらなる見直しや計画の変更を行わなくてはならないと思います。特に保険料の区分に対する細分化は、合計所得金額に対する保険料負担額の均等化につながり、給付費、負担額の今後軽減につながるのではないかと思います。

現在、第9段階までの区分で80万円以下、120万円、200万円、300万円と細かく制定されておりますが、第9段階におきましては、合計所得金額が基準所得金額300万円以上と一律に設定が設けられております。年額に申し上げますと、12万6,480円を支払うということになるのですが、例えば300万円の所得に対する12万6,480円と500万円の所得に対する12万6,480円、800万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円に対する12万6,480円では負担割合が同じであるとは考えにくいのではないかと思います。今後さらなる介護に対する負担金額がふえると見込まれる中、介護保険料に対し、平等な負担割合を適切に行うためにも、保険料が払えなくなる方の不安を解消するためにも、この細分化というのは、必要ではないかと考えます。この考えについて、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

次の御質問であります介護保険料の段階区分の見直しについてでございますが、本町は、国の基準に基づいて、9段階を設定しております。今回介護保険法施行令及び国庫負担金等に関する政令の一部改正に伴う負担割合について見直しをお願いしているところでございますが、現在のところ、町独自で段階区分の見直しをする考えは持っておりません。段階区分の近隣市町の状況と医療介護に関する財源につきましては、福祉課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

それでは、お答えいたします。

財源確保の観点からのお尋ねでございました。近隣の状況について申しますと、肝属地区の2市4町につきましては、国の基準どおり9段階の区分となっております。近隣市町の中では、志布志市さんが12段階の区分を設定されております。ただし、この志布志市さんの12段階は、保険割合の上限は本町と同じく基準額の1.70倍ということになっておりまして、所得に応じた保険料割合は、国の基準を上回っていないようでございます。つまり国が示す基準内で所得区分を細分化することで、段階区分をふやしたというのが志布志市さんの事例でございます。

したがって、国が示す上限を超えて保険料を算定している市町は近隣にはございませんので、先ほど町長が申しましたように現段階では本町独自で段階区分を見直すということは今のところ考えておりません。以上でございます。

議 長（田之畑）  
1番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

現在段階区分の考えはないということでした。消費税の増税、介護福祉に対する負担の割合の増加に伴い、今後国民年金を含め、高齢者の貧困率はどんどん上がると考えております。ぜひ今後検討されることを希望いたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 0時08分  
—◇—  
再 開 午後 0時57分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 牧原完治議員の発言を許します。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

それでは、通告に従いまして、質問申し上げたいと思いますが、私の今回の質問は、円山公園の一带の件でございます。

柏原の一角にあるわけなんです、柏原といえば海岸線です。長い海岸線が町内にはございます。砂浜と黒松林がありまして、安留沖ではサーフィンができ、また、山野から柏原まではルーピン畑というようなことで景観が楽しめるわけなんです、そこで円山公園が柏原にできているわけなんです、ここをふれあい森と知らないという町民がたくさんいるんじゃないかと思えます。そこでこの公園の一带の整備が順次なされてきたわけでございます。相撲道場については屋根をかけた、それから遊具施設をつくった、そして避難場所をつくったというようなことなんです、今後どのように整備されるのか、町長がどのような理想というか、ビジョンを掲げられているのか、質問申し上げたいと思えます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答え申し上げます。

円山公園につきましては、今年度中に相撲場周辺の芝張り工事を行います。芝張りの整備面積は約3,000平米を予定しております。また有利な起債等を活用いたしまして、遊具等の増設もまた図ってまいりたいと考えております。さらには、老朽化した児童館を撤去し、同じ場所に公園の管理棟を建設し、公園機能の充実を図るとともに、観光情報の発信や、地元特産品をPRできる拠点施設としても活用してまいりたいと考えております。町営プールにつきましても、建設後、相当な年数が経過しておりますので、再整備するか、他の用途にて活用するかにつきましても、また今後検討させていただきたいと思っております。

一方、ふれあいの森につきましては、約3ヘクタールという広大な面積であります。現時点におきましては、雑草や雑木が生い茂らないように定期的な清掃作業を委託しております。年間を通して町内外の方でにぎわうキャンプ施設となるように努めてまいりたいと考えております。

また、キャンプで訪れた皆様へ弁当、オードブルとか、柏原名物のさつまあげなどの宣伝を行い、注文や買い物をしていただくこと等の経済効果を高めていければと考えて

おりますので、ぜひ御理解いただければありがたいなと思っております。

また、最終的な理想でございますけれども昔のようなきれいな松林から青い海が見れて、シュロとか、そういうのがいっぱい生えてくる状態を復活させることもまた円山公園やふれあいの森に町内外から多くの方々が訪れ、にぎわい、交流人口が増し、商店街が事業者の方々にもうけていただくことと、地域活性化が図られることでもありますので、今からまだまだですけれども、手をつけてまいりたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

今、町長は将来のビジョンを申し上げられたわけなんですけど、ただ、懸念するのがちょっと後ろ向きなんですけど、今後15年、50年後、町内の人口がどうなるか、いろんな施設を充実させても、それが効果があるのか、それも懸念されると私は思っております。

1件ずつ質問を申し上げたいと思いますが、まず相撲道場ですが、歴史がある柏原の大相撲が年1回開催されるわけです。それに屋根をかけて、これも多分約900万円ぐらいでしたかね、屋根かけが。それで年1回の開催ということで。この相撲については、相撲連盟の組織が柏原にできております。この組織があるがために、何とか歴史を守っているような気がするわけなんですけど、ここは、例えばちょうどこの帳簿が来ました。ここに相撲のことが、県内の相撲連盟が書いてございました。柏原だけじゃなくして、小学校に相撲の少年団ができないか。また、小学校に相撲の魅力というか、そういうのがこの相撲場を通じてできないか。例えば小学校の遠足を池之原の遠足をこの公園に遠足で連れてきて、相撲の発信はできないか、そのようなことを考えているわけなんですけど、この相撲のスポーツ少年団は教育長でもいいんですが、できないかということなんですけど、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃいました年1回の柏原大相撲だけじゃなくして、今回広報誌に載せておりますけれども、相撲協会と相撲連盟と声をかけていたものですから、我がまちなほうから。ただ、相撲連盟のほうの手を挙げてくださいますと、鹿児島県の相撲連盟のほうから、相撲教室をやりたいということで御紹介いただきましたので、そういう形で、今回伊崎田小、それと吹上小、それと出水小、この3小学校と、それと今議員おっしゃいました我がまちなほうには相撲クラブがないものですから、どうしても相撲クラブをつくることは急遽できなかったんですけども、とにかく我がまちな生徒さんも集められないかということで声をかけましたところ、17名の生徒さんが参加してくださいますと、

唯一こうして相撲のよさというものがわかればいいなというだけでもやる価値はあるんじゃないかということを見せていただきまして、そして、ちょうどこの17人の中で多分10人が明くる日が地区大会とか何かあって出られなくなりまして、8名は残ってくれたんですけれども、そういう形でやっぱりちょっとでもいいアイデアをいただきまして、遠足をあそこに持つてくるというのもありがたいなと思っておりまして、これはまた教育長と相談を申し上げまして、ふれあいの森とか、円山公園を遠足のあれにしていだけないかということをもた要請してみたいと思っております。そういう形で、ちょっとでもいいからということで春先とかになりますと、ちょうどルーピン祭りのころはちょうどキャンプとして張っていただきまして宿泊された方は多分多かったものですから、これはやっぱりどうしても見込みがあるということで、アウトドア的なことをまた考えて、そういう整備もさせていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

町長が小学校の遠足等を考えているというようなことを前向きに答えてくださいましたが、せめて柏原ばかりの相撲じゃなくて、町内の相撲ということで、今後子供たちに何とか魅力を伝えていっていただきたいと思うわけでございます。

次にプールなんですけど、私も8月に何回かふれあいの森、プール等に訪れたわけなんですけど、プールはにぎわっておりました。この前、福祉課長からプール利用者を聞いたところ、去年とことしのプールの利用者なんですけど、去年が1,328名、ほとんどが子供ということなんですけど、ことしは1,666名ということで、去年より大分プールの使用量というのはふえております。そして1日のピーク時が去年が95名だったそうです。ことしが101名ということで。私が行ったときも、青葉保育園のマイクロバスがあって、子供たちが楽しんでたわけなんですけど、ただ、プールを見ますと、古いというのは、先ほど町長の答弁にもあったわけなんですけど、益丸のプールも多分あそこは昭和40年前後にできた古いプールだったと思います。それが改装されて今のプールがあるわけなんですけど、あのプールも本体自体はいいと思います。そこにちょっと手を加えて、またちびっ子のプールに滑り台をつくるとか、ちょっと工夫をすれば、それからトイレとか、個室がちょっと古いです。この辺をきれいにすれば、まだ十分使えるんじゃないか。また町営プールとして夏休み期間中に急にここが重要というか、子供たちの遊び場になるんじゃないかと思っているわけでございます。そのようなことで、利用者の増を図っていただきたいと思うわけでございます。

それから明光園の跡地を出していたわけなんですけど、明光園が移設してから何年もたつわけなんですけど、もともと町有地だったわけでございます。この明光園を当時町は明光園に無償で譲渡されたと思うわけなんですけど、そのときの契約書というのはないんですか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）  
お答えします。  
契約書というものはちょっと目にしたことがございません。以上です。

議 長（田之畑）  
4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）  
普通は財産譲渡をするときは、契約書をつくって、こちらと向こうと2部つくって保管されていると思うんですよ。多分これは重要ですから、永久保存の契約書だろうと思うんですが、見当たらないということになりますと、仕方がないわけなんですけど、その今の明光園に契約書の写しというか、向こうの確認はされていないんですかね、こっちになれば。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）  
明光園側にも確認をしております。以上です。

議 長（田之畑）  
4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）  
何で確認はされていないんですか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）  
いただきました質問の通告によりますと、明光園の跡地利用について考えていないかということと、それから跡地返還の協議はまだなされていないのかということで通告をいただいております。私のほうも以前からそういった住民からの陳情書とかも以前はあったということで、そのときの経緯等も聞いたりしたんですけども、その際に確認をしましたら昭和45年12月に町から社会福祉協議会有明会に贈与された

## 会 議 の 経 過

土地ということで、登記のほうも確認をいたしました。

したがって、所有権は、現在も社会福祉法人有明会にあるものということでございますので、特にそのことについて跡地利用をどう考えるかとか、また返還協議についてどのように考えるかということについてもこちらに所有権がないものについて、いろいろと考えていくということは適當ではないのではないかということと言われたような、そういった確認をいたしておりません。以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

円山公園一帯で中心部に明光園の跡地があるわけなんです。町長はこの明光園の跡地を貸して、あそこも利用したいなというそのような考えはないんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。明光園の跡地利用につきましては、返還協議についてお尋ねですが、旧明光園の土地につきましては、今課長のほうから答弁がありましたけれども、昭和45年12月に町から社会福祉法人有明会へ贈与をされた土地でございますので、所有権は、現在も同法人にあるものと承知しております。したがって、町といたしましても、明光園跡地利用を考える立場にないものとして理解しているところでございます。今のところ、跡地をどうこうということは言えませんので、これは御理解くださればありがたいと思っております。

また、跡地返還の協議につきましても同様の考えでございます。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

この前、1カ月ぐらい前ですか、総務民生委員会で現地を視察したわけです。そしてふれあいの森を見て、トイレがないとか、いろんなことを担当課長とも指摘をしたわけなんです。その中で我々委員会のメンバーで見たところ、明光園跡地があればいいなということが一致した考え方だったんです。それで明光園に当時私も2年ほど前に明光園に勤務されていた方に、いきさつはどうだったんですかと訪ねたことがあったんですよ。その方の意見をまとめておりますが、明光園の設立は町が主体となって全部やってくれたということで、本町単独では、福祉法人ができないということで、名義上、串良町と内之浦町の3カ町としたというようなことで、当時旧高山町に

## 会 議 の 経 過

については、国見園があつて参加ができないということで、3カ町で設立された経緯があるそうです。そして債務保証を町がいたしまして10年か、確かな記憶はないということなんです。10年か20年で返済されたということで、そのお金は全額町が負担してくださいましたよということだったそうです。それでその土地が、その方に跡地が今、明光園は新しくつくつてあるんだが土地はどう思いますかということを探ねたところ、多分条約には返還しなさいという、そういう条項はないだろう。ただし、町が全面的に資金から何から出して債務保証もされたということだったので、施設が不要になって移設した場合は無償で町に返還すべきじゃないかということをおっしゃった、その勤務されている方は。そのようなことで、明光園も向こうにできているわけなんです。無償とまでは言いませんが、何らかの形で町が持つべきじゃないかと、私は思うんですが、どうですか、町長。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
有明会のほうから返還しますという言葉があれば、またそれなりに我がまちで担当課と相談しまして、それはまた前向きに考えていきたいと思っております。

議 長（田之畑）  
4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）  
町長、相手方が返すとか、そうじゃなくて、交渉すべきじゃないかと思うんですが、前町長がすべきだったことなんです。どうですかね、町長、そういうことは考えられませんか。交渉して、話し合いでもですよ、してみようかというようなことは考えていないですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員おっしゃるとおり、我がまちで利用して何かをやろうという目的が今のところないものですから、町から言うというか、そういうことは今のところ考えておりません。それと今、議員おっしゃるとおり返すからという言葉が出てくれば、また別だろうと思っておりますが、返してくださいとか、今のところは言えない。これは当時、理事長が当時議員に補欠選挙で入られてきたとき、一般質問で前町長さんにお聞きされたのが、あれはどこの土地かと言われたとき、前町長はあれは現在有明のものであるということをおっしゃるので、それは重たい答弁だろうと思っております。

## 会 議 の 経 過

で、それだけは御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

今、町長の答弁で今のところは所有権が有明会というようなことで、全然交渉は今のところは考えていないということなのですが、私は、この方に聞き取りをしたのをメモしてございますので、また渡しますので、町長はそれなりに今後円山公園においても中心部が明光園の土地なんです。あそこさえ利用できれば、やがて柏原には食べ物とか、いろんな干物もございます。そういう店をつくったりとか、漁業と商工会をタイアップして出店とか、柏原のお土産品もできるような、そういうような気がするわけです。ですから、ぜひ今後明光園跡地も有明会の名義ということもあるわけなんです。ぜひ町でも何か使えないか、そのようなことも考えていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わりたいと思っております。

議 長（田之畑）

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、交通安全について2点、そして学校安全について1点質問させていただきます。

交通安全の1点目ですが、高齢者運転による交通事故が大きな社会問題となっております。私もテレビや新聞等で何回も事故の状況を見ました。事故を起こした人もあわれでしたが、起こされたほうも悲しい光景を何度も見たところです。特にアクセルとブレーキの踏み間違いの事故が多く、このことを踏まえて、東京都では、高齢者がペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する安全運転支援装置を1割負担で設置できるように9割を補助していると聞きました。もちろん対象の条件としましては、70歳以上の運転免許の保有者、設置する自動車が自家用車であること、また補助の限度額は10万円となっております。この制度は、都道府県単位での助成制度だと思われませんが、鹿児島県ではこの制度があるのか、また先日の新聞では鳥取県があおり運転対策として、ドライブレコーダーの費用の一部を助成、併用としまして3万円を上限として安全運転支援装置の予算化を9月の議会に提出するとありましたが、鹿児島県を含んでこの制度を運営している都道府県があるか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。私も議員おっしゃるとおり悲惨な事故ですごい可哀想でしょうがありません。子供たちがいつも犠牲になっておりまして。4月19日の豊島区で発生した暴走車による親子の交通事故、それと5月8日大津市で発生いたしました園児の交通死亡事故など子供た犠牲になる事故、高齢者運転による事故が相次いで発生しております。これを受けて、このため政府は基本事項といたしまして、大きく三つの政策に取り組むことといたしております。

まず一つ目は、子供を交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めること。

二つ目に安全運転サポート車の普及や、運転免許証の自主返納者への各種支援策の広報、啓発など高齢者の安全運転を支える対策を一層加速させること。

三つ目が免許返納の高齢者の移動の足となる公共交通の利用、環境の改善、最新の自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用等の高齢者の移動を伴う日常生活を支える取り組みについて、大胆に取り組もうとしております。

このため、政府動向を注視する必要もございますが、なお、ことし8月31日の西日本新聞の記事では、九州の7県と市町村の計240自治体に対してアンケートを実施、回答のあった218自治体のうち、5市町が安全運転サポートカーや後づけ装置の購入に対して、3万円から5万円程度の助成をしているようでございます。鹿児島県は現時点においては、ドライブレコーダーを含め、補助事業の予定はないようでございます。ただし、肝付警察署において、ドライブレコーダーの貸付はあるようでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

先日ある人が私に最近体も弱り、運転に対する判断力が弱まってきたと言われました。また、私に東京都のような制度は東串良にはないかとも聞かれました。今、町長が言われているように鹿児島県はないということでしたので、もちろん全ての高齢者や身体が不自由な方々に取りつけるとなると大変な予算が必要です。今回私に質問された方もブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故の恐ろしさを認識されてのことだと思います。鹿児島県はないと言われましたが、本町独自で設置のあれはないか、ちょっとお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では今のところ考えておりません。事故もないと言えない、高齢者に対するそういう支援というのは、今のところ考えていませんけれども。

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

町長の考えはわかったんですが、財政も大変だとは思いますが、助成の上限を設け、検討していただければすごく老人の方々も助かると思いますので、再度検討をお願いすることと、少しでも高齢者の事故を減らすことで、近隣の市町とも協力しながら、県への働きかけを要望するところであります。

引き続きまして、2点目の高齢者の運転免許証の返納についてであります。

私が肝付警察署に聞きましたところ、本町の去年の交通事故は121件、前年度からは15件の増、そのうち、人身事故は22件、死亡事故は1件です。そして高齢者、警察で言うところの高齢者の運転者というのは65歳以上ということですが、事故は30件だったそうです。今は高齢者の交通事故が大きな社会問題となっていますが、バスもなく、自家用車しか移動する手段がない。本町において運転免許証の返納は老人の方に対しては死活問題だと思います。高齢者の方から返納はしたいけど、人生が終わったような気がしますということもありました。今まで同僚議員からもくるりんバスはないか、バスに対する代替手段は何かないかと質問があったところ、その都度、町長の答弁も聞きました。今から私が言うのはちょっと私が世間話をしたときに出た夢じゃないけれども、こういう考えを持っているなという考えのことをちょっと述べさせていただきます。町民の建設会社の方、役場職員の方、社会福祉の方、また希望者があれば、その車の真後ろなりにグリーンステッカーを張るらしいんです。その車を見かけたら手を挙げれば、その人が「どこへ行きゃとな」と言って、その方が柏原から豊栄のバス停まで行きたいと言われれば、通った人がバス停まで乗せていくと。その方が鹿屋に目的がありますので、鹿屋に着いて帰ってくるときは、役所のミネサキの辺でバスでおいてもらう。そこでミネサキに行ったら、またグリーンステッカーがあったと。その人が買い物から帰ってきたら、柏原まで帰りたいんですけどもと言って乗せてもらうと。そういうのを広げていって、その方は高齢者だからチケット何かお金のあれを町からもらっていたのをその運転した人に渡すという考えだったような気がするんですけども、これはちょっとしたアイデアなんですけれども、いろんなことを町民で考えている人がいると思うんです。だからくるりんバスもだめ、柏原はタクシーの補助が出ているとかいろいろ聞いているんですが、もう1回、いろんなことを考えれば、いろんなアイデアを町民の方も持っているとは思いますが、だから回答が前に進まないんじゃないかと、こういうのもやっていますという役場の方のあれもすごく聞いて頑張っていらっしゃると思うんですが、もう1回その辺を再検討してもらって、今私が言ったのは、タクシー会社の件とか、事故があった場合の責任、一般車が金銭の授受がいいのか、いろんな問題が

## 会 議 の 経 過

あると思うんですが、町長もう1回ここを何か考えてもらうわけにはいきませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員からすばらしいアイデアというんですか、それは本当だろうと思います。こうして今おっしゃったグリーン車の登録をさせていただきまして、それをやってどのような形になるのかわかりませんが、各集落ごとに1人、1台、2台とか、そういうグリーン車の登録制度を、いつでも乗せますよという形ができたらすばらしいまちだろうと思います。そういう形でちょっとでも、今おっしゃった事故をしたらどうなるのかもあるだろうと思います。乗りおりをするとき、事故ったときの保険制度とかいろいろなものはついてくるだろうと思っております。それと白タクにならないように、結局料金をもらえば、これは営業ですので、それを営業にならないようにポイント制にするとか、そういう形とかいろいろ考え方があろうと思っております。これも検討の余地がありますので、ちょっと検討もさせていただければありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

今、町長の前向きな検討をいただき、高齢者の両親を持つ子供たちが車を運転していたんだけど大丈夫だろうか。帰ってくるまで心配する気持ちを少しでも軽減するために今の町長が言った政策の方法をとってもらうことを強く要望いたします。

引き続きまして、学校安全について一つだけ質問させていただきます。

災害時等の学校の休校は、通常、学校長に委ねられるとのことですが、ことしの7月3日は被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、各教育委員会が主体に判断し、休校にした小学校があると新聞にありました。鹿屋市、肝付町、大崎町は非常時には、各学校の代表者と教育委員会が協議し、校長が決定すると聞きましたが、本町はどうかということ、7月3日に戻しますが、7月3日の午後から休校になったと思います。そして翌日の4日は、朝から学校はお休みだったと思いますが、3日の午後は、雨も強く学校に迎えに来られた保護者の方々も先生も大変だったと思います。ある保護者の方と会ったときに隣の学校のように3日が休みであればよかったとか、職場での休みをとる関係で、朝から休校のほうがよかったという声も聞いたのですが、当日の様子がわかれば教育長お願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

児童生徒のけが等への対応や不審者への対応など、緊急時の対応の仕方やマニュアルは、各学校ごとに定めてあります。台風や津波等、気象に関するようなものは大まかには決めています。細かい判断基準やマニュアルはありません。特に津波は緊急時の対応でどこに避難させるか、帰宅させるか、そのときの情報次第で対応も変わります。ケース・バイ・ケースなので現場の校長判断となります。台風の場合も基本的には校長判断と言えます。実際は、近辺の学校の状況等も加味し、職員会議を開き、最終的には校長が判断して、町教育委員会に報告があります。それが特に問題なければ了解したということになり実行します。もし何らかの不安や疑問があれば、新しい情報の提供をしたり、指導、助言をし、修正することもあると思います。

また、逆に委員会のほうが早く情報をキャッチした場合は、学校にその対応を含めて連絡することもあると思います。学校数が多く、広範囲の市町は対応を統一するのは難しい面があり、細部は異なることもあり得ます。なので、逆に統一した指導を教育委員会からすることもあり得ると思います。本町は、3校しかないので、連絡がとりやすくなるべく同じような対応になるように努めています。先日の大雨のときは、3校に連絡をし、校長、教委と顔を合わせて協議をしました。鹿児島市や鹿屋市の余りにも早い休校の決定に戸惑いもありましたが、総務課の担当者にも気象情報を聞き、近隣の状況も確認しながら本町の実態とあわせて判断したところです。前日に対応の予告や当日最終判断する旨を保護者に流してあり、時間帯から考えて、給食を早目に食べさせて帰すほうが保護者も昼食の準備の必要がないと判断したところです。大体このような形が一般的な対応の仕方であろうと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

ただいまの教育長の話によりまして、当日の話し合いの様子とかがよくわかりました。休校に関しては、法的な明確な基準もなく、学校教育法施行規則に基づいて、学校長が判断することが恒例のようですが、鹿児島市教育委員会は、今回初めて教育委員会が主体として休校を決めたとのこと。気象庁が厳重な警戒を訴えたことに対して、緊張感のある大変な状況と捉えての対応だと思います。災害の危機への備えは、備えあって憂いなしです。空振り覚悟で何もなかったということが大前提だと思います。今回は、災害被害もなく、犠牲者もいませんでした。地球温暖化や今まで考えられないような雨量や地震等も考えられます。気象庁から厳重な警戒メッセージがでた場合は、休校の決定を教育委員会主導で学校側と協力してもらい、子供たちの安全が保たれることを強く要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第3 議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第45号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第46号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第47号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第48号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月26日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東串良町議会議長

東串良町議会議員

東串良町議会議員

令和元年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和元年9月26日 午前10時25分
閉 会 令和元年9月26日 午前11時01分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織 2番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	橋口 正博
農林水産課長	木佐貫 勝志	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 3 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第39号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第40号 東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 12 議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 認定第 1号 平成 3 0 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 2号 平成 3 0 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 15 認定第 3号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 16 認定第 4号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 17 認定第 5号 平成 3 0 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 18 認定第 6号 平成 3 0 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 3 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第39号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第40号 東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 12 議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 認定第 1号 平成 3 0 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 2号 平成 3 0 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 15 認定第 3号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 16 認定第 4号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 17 認定第 5号 平成 3 0 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 18 認定第 6号 平成 3 0 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時25分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

議 長（田之畑）

日程第2 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。

会 議 の 経 過

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

9 番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

ただいま議題になりました発議ですが、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出いたします。

御承知のとおり、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末に期限切れを迎えております。本町の財源上も極めて貴重なものでありまして、交付税措置が後日返済時に凶られるという極めて必要な制度であります。これを引き続き継続してもらおうということが本町の運営上もどうしても必要なものでありますので、ぜひともその旨の意見書を政府に提出するということでもありますので、協議いただきまして、ぜひ採択をしていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書につ

会 議 の 経 過

いて、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第35号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題

## 会 議 の 経 過

とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第36号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第37号 東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第38号 東串良町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

次の議案第40号との兼ね合いもあるとは思いますが、この会計年度任用職員の制度が来年の4月1日から実施というように聞いておりますが、現在採用されている会計年度任用職員についてもいわゆる採用試験を、今後は採用試験を実施して採用するか否かかどうかについては決めるということになっているようですが、現在採用されている人も来年の4月1日からの採用を継続する場合に一定のそういう採用の試験などを実施するかどうか、例えば初年度ですから、初年度に限ってはそのまま継続するのか、その辺のやり方はどのようになるのか、答弁願います。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

今現在採用されている方の取り扱いをどうするのかというところでございますが、この条例を可決をしていただいたときに、今後任用規則等制定していく必要があるかと思っております。その中で応募し、また選考してということになるかと思っておりますので、

会 議 の 経 過

これについては、公平性を期すために何人応募が来るのか、その辺もまだ今のところわからない状況でもあります。応募状況に応じて選考の方法を今後、面接なり、試験なのか、その辺を検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定  
について

議 長（田之畑）

日程第9 議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第40号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第10 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第42号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第4号)

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第4号) についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

おはようございます。

議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第4号) について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,628万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ52億8,598万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第13 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第14 認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第15 認定第3号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第16 認定第4号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第17 認定第5号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第18 認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第13 認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18 認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 西園貞美議員。

5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号について、委員会での審査結果を報告いたします。

別紙をごらんください。読み上げて報告にかえます。

決算審査特別委員会報告書。

会 議 の 経 過

9月9日に開会した令和元年第3回東串良町議会定例会（9月議会）の本会議において、委員8名で構成する決算審査特別委員会が設置され、平成30年度一般会計及び5特別会計の決算審査が付託されました。決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

本委員会は、令和元年9月13日・17日・18日に委員会を開き審査を行いました。審査の進め方は、主要な施策の成果説明書により担当課長から説明を受け、その後、質疑応答という方法で行いました。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き審査しました。

- 一、予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一、予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一、町民にとって事業効果があったか、などです。

審査の結果、9月25日に開催した委員会において平成30年度東串良町一般会計及び5特別会計の決算を全会一致で認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。執行部において次年度の予算編成の過程においては、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映できるよう、次のとおり今回の審査における事業の評価や政策的提案を行い、本委員会の報告とします。

1. 特に評価する意見のあった施策

- ・財政調整基金の一部については、国債を売ることにより高い売却益を得て財源確保が図られている。
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業により柏原海岸のごみ撤去に努めている。今後も継続的な事業推進を望む。
- ・ふるさと納税は昨年度より約2倍増となり、自主財源の確保に大きく寄与した。
- ・東串良町移住者促進事業補助金の周知・活用を図って、人口増加につながっている。
- ・小中一貫教育やひっくら塾を土曜日を開講し広く教育の場を提供している。
- ・中学校にクーラーが設置され、快適な教育環境の整備ができています。
- ・奨学金については貸付金額を引き上げ、返済期間を10年と延長し、さらに返済期間中に町内居住者は半額免除とするなど新しい制度での運用が始まっている。
- ・就学援助費については、入学前の児童・生徒にも支給できるよう改善されている。
- ・唐仁古墳群他バスツアーを開催し多くの町民が集まり、町内文化財のPRにつながっている。
- ・本町には他町にない献血推進協議会があり、その活発な活動により献血率は県内1位であり多大に社会貢献している。
- ・20歳から39歳の国保加入者も健診料を無料化するなど、生活習慣病予防への早期介入に取り組んでいる。
- ・集落などを単位とした、いきいき体操やころぼん体操等の普及で、高齢者の元気度

アップ事業が推進されている。

- ・教職員の住宅等、老朽化した公共施設が順次整備されている。

2. 特に指摘の政策的提案について

・滞納繰越となっている過年度分の国民健康保険税の徴収率が悪い。悪質な滞納者には保険証を渡さないなどの対策が必要である。

・口座振替の推奨を図り徴収率を上げるべきである。また、滞納処分を積極的に進め、税の公平性に努めるべきである。

・住民票など、コンビニエンスストア等で交付できるようなシステムの構築や検討が望まれる。

- ・高齢者の交通手段について、環境に配慮した町営バスを検討すべきである。

・国からのふるさと納税返礼品の見直し要請に対応し、一方では寄附金の減少につながらないような対策を講じるべきである。

・地方創生推進事業により2件の古民家を活用し改修したシェアハウスが整備されている。しかしながら、活用の実績がない。その整備の目的を十分に踏まえ、関係機関等との連携を図り事業効果が発揮できるように対策を講じるべきである。

・柏原地区における定住促進住宅など、人口増の課題は喫緊の課題である。町当局と議会、町民の知恵と工夫を総結集してこの課題に取り組むべきである。

- ・町花ルーピンの管理等については万全の対策が望まれる。

・簡易水道の有収水率は、特に中央地区が65%と低い。今後も継続して徹底した漏水調査等を実施していくべきである。

・道路の補修関係であるが、工事期間が重なっているようである。補助事業や自然災害などを考慮してのこととは思いますが、年間を通じての平準化発注を要望する。

・建設課職員は現場での工事関係者への指導など、相応の専門的知識を必要とする。職員配置については技術職員の採用を進めるべきである。

・本町農業のさらなる振興を図る上で、その核となる畜産指導員や園芸指導員の計画的な採用を要望する。

・航空防除の効果が上がるよう、耕作者へ除草作業の周知徹底など条件整備の推進を図るべきである。

・第12回全国和牛能力共進会は本県で開催される。第11回に引き続き日本一を勝ちとれるよう県や農協等との連携はもちろん、町独自の施策も検討すべきである。

・堆肥センターで受け入れる原料については、機器が損傷を受けないよう、原料の質や内容等の基準について検討すべきである。

・各種大会やイベントを視野に入れて、来町時をチャンスと捉えた唐仁古墳群の積極的なPRなどは、人的配置（ボランティア）を含め早目の計画と対策が望まれる。

- ・人づくり基金は廃止したが、人づくり研修事業は継続的な事業推進が望まれる。

・姉妹都市の協定を結び、人と物の交流が図られる政策も必要である。

・地球温暖化で環境の変化が著しい近年、状況に応じた快適な教育環境を提供（冷水器の設置等）することを強く求める。

- ・児童・生徒の学力・体力向上については、継続的かつ即効性のある対策が望まれる。

会 議 の 経 過

・重複・頻回受診者への訪問指導は、訪問することで町民との信頼関係の構築や不安解消につながるなど、その波及効果も大きいので継続しての実施が望まれる。

・65歳以下の死亡率が高い。健康管理と疾病の早期発見のため、今後もさらなる健診への啓発や保健指導が望まれる。

・患者の負担軽減と医療費の抑制を図るためには、今後もジェネリック医薬品の効能の宣伝や普及促進が望まれる。

・町内の公共施設のトイレは、洋式化へ改修すべきである。

・集落内の道路についても、順次街灯を整備すべきである。

・補助団体において、決算繰越額が多額となっている団体を散見した。補助金交付の趣旨を十分に周知するとともに、活動目的を達成できない場合、補助金は減額するか交付しないとすべきである。

・本町の安定した行財政運営のためには、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求めている必要がある。かつ、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取り組みとして全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動を求める。

また、町税等の収入未済額の解消など自主財源の確保に万全を期すことを求める。

以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成30年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

会 議 の 経 過

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

会 議 の 経 過

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

会 議 の 経 過

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75号の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東串良町議会議長

東串良町議会議員

東串良町議会議員